

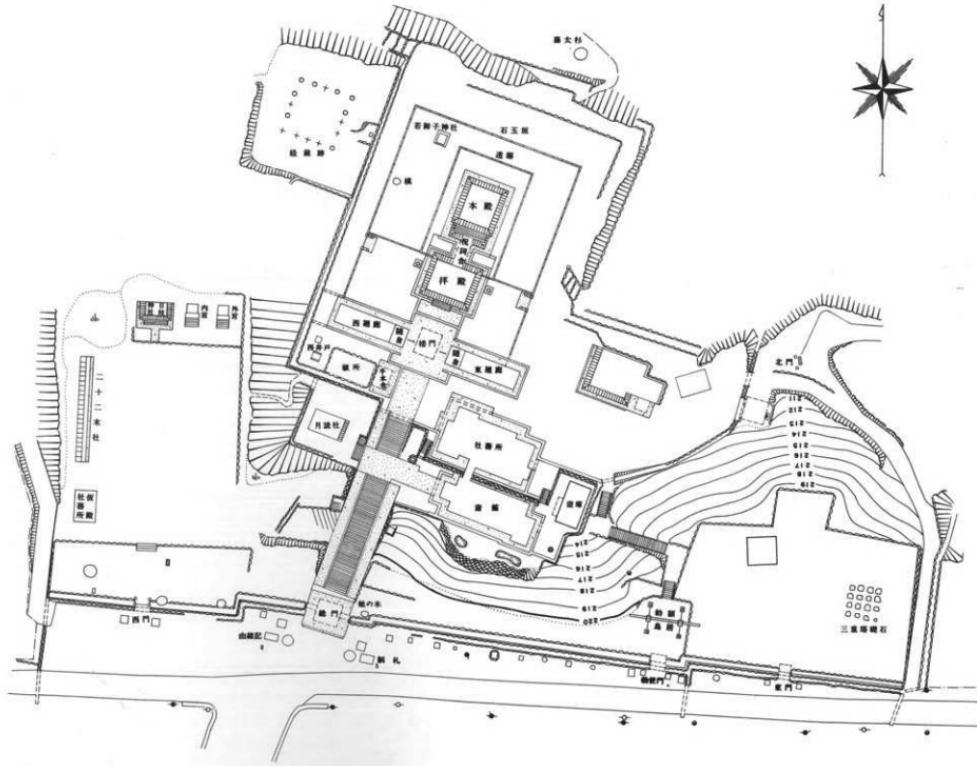
群馬県教育委員会編

一之宮貫前神社調査報告書



貫前神社社域測量図

昭和五十一年三月測量



両馬毛測量株式会社
教育委員会調製

群馬県教育委員会編

一之宮貫前神社調査報告書

一之宮貫前神社調査報告書目次

序

貫前神社社域測量図

目次

調査の経過

一、貫前神社調査実施要項.....1

二、調査日程.....1

三、調査員.....1

美術工芸品.....2

貫前神社の奉納刀剣.....12

古文書.....21

貫前神社藏上野国神名帳.....22

貫前神社藏中世文書.....27

一宮御本地堂縁起.....29

尾崎家文書目録.....31

貫前神社境内社日枝神社本殿および東西廻廊について.....39

貫前神社本殿一棟.....41

貫前神社拝殿樓門追加指定説明.....42

貫前神社祭礼行事一覧表.....51

貫前神社の特殊神事.....95
一之宮貫前神社の門前町について.....114

国幣中社上毛一宮貫前神社真景

貫前神社調査実施要項

内容 (一) 貫前神社の概要 (測量図)

(二) 各部門別解説および写真、図版
(三) 目録等

一、趣旨

貫前神社は上野一の宮であり、本殿・拝殿・楼門、白銅月宮燈、檜雀文様鏡の重要文化財をはじめ、文書、建造物、美術工芸品、特殊神事等重要な文化財が集中し、群馬県の歴史や信仰を解明する上に貴重なもので、調査整理して保存することが急務である。

これらを総合的に調査し、報告書を作成して文化財指定の基礎資料とするとともに広く県民に紹介する。

二、調査対象

貫前神社及び門前町

三、所在地

富岡市一の宮町一、五三五

四、調査方法

美術工芸品、刀剣、武具、文書、信仰遺跡、建造物、特殊神事、門前町について調査し、目録の作成、主要物件の撮影、神事等の撮影を行い、信仰遺跡については測量を実施する。

五、調査方法

昭和五十年度
美術工芸品、刀剣、武具、文書、信仰遺跡

昭和五十一年度
特殊神事、建造物、門前町

六、まとめ
昭和五十二年度に調査報告書を作成する。

七、調査日程

昭和五十年度

美術工芸品、文書、刀剣、信仰遺跡、境内地の実測図作成

昭和五十一年度
建造物、祭礼行事、門前町

八、調査員

美術工芸品

金子規矩雄

（准文化財評議會委員会委員）

萩原 進

（准文化財評議會委員会委員）

近藤義雄

（准文化財評議會委員会委員）

銚砲刀劍類

（准文化財評議會委員会委員）

小林小五郎

（准文化財評議會委員会委員）

樋口義幸

（准文化財評議會委員会委員）

島岡利雄

（准文化財評議會委員会委員）

牛込喜一

（准文化財評議會委員会委員）

古文書

（准文化財評議會委員会委員）

池田秀夫

（准文化財評議會委員会委員）

峰岸純夫

（准文化財評議會委員会委員）

安田昭二

（准文化財評議會委員会委員）

漆原 茂

（准文化財評議會委員会委員）

美術工芸品

三十六歌仙類
素性法師

概要

貫前神社の所蔵品の中には多くの貴重な美術工芸品がある。いま「一之宮貫前神社社誌」（昭和九年初刷、昭和四十年四刷）によるとすでに知られている国指定重要文化財の月宮鏡、梅雀文様鏡、竹虎文様鏡は特に貴重な文化財として改めてここに記すまでもないが、そのほかにも今後徹底的に調査研究してゆくことによつてその価値の評価が変わってくると思われるものが少くない。いま前掲社誌から主なものを転記するところのようである。

（一）国指定以外の鏡 一六四面

〔二〕銃砲刀剣類 一一四点

〔三〕武具 一七点（鎧、前立などを含む）

〔四〕勅額 一面

〔五〕金屏風 六曲一双

〔六〕三十六歌仙扁額 三六枚

〔八〕神輿 一基

〔九〕羽子板と羽根

〔十〕馬 二体

〔十一〕鏡 一组

〔十二〕矢筒 二個

〔十三〕神衣 四八領

〔十四〕丁子袴 一個

貫前神社藏
中世文書



(前面(おもて) 一〇面)

(内) 藤原手稿 一個

(内) 雷神小窓の雷神図屏

(内) 鏡台 一個

いずれも貫前神社の歴史にふさわしいものばかりであるといつてよい。今回の調査ではこれらすべてにわたっての調査は不可能であったので(内)の三十六歌仙扁額、(内)羽子板と羽根、(内)の雷神小窓の屏について記しておくことにする。他は後の部において述べる予定である。

三十六歌仙扁額

貫前神社の所蔵である三十六歌仙扁額は、寛永十三年(一六三六)に制作されたものとして時代的にも貴重な美術品といえよう。三十六歌仙は、十一世紀の一条天皇の代に藤原公任が和歌の名人三十六人の作者とその作品を選んだのが最初とされている。その当初から三十六人の像に歌を配するという原型が行なわれた。小倉百人一首の読札と取札の模様もこの三十六歌仙からつくれられたものであら。

の場合は小大君が「三条院女藏人左近」となっている。
三十六歌仙は古くから描かれて数が多いが、大別すると絵巻物と扁額に分けられる。絵巻物では鎌倉時代に藤原信実絵、京極良経書と伝えられ、国宝にもなっている旧佐竹家本が有名である。ほかに京都西本願寺飛雲閣の狩野元信筆のもの、狩野探幽筆、土佐光起筆のものなどが知られているが、群馬県近くで扁額とすれば埼玉県川越市喜多院の岩佐又兵衛筆のものがある。これは岩佐又兵衛(岩佐勝以天正六・慶安三年)の代表作とされている立派なものである。貫前神社の扁額(絵額)は喜多院のものと比較考究されなければならぬ。

貫前神社の扁額は縦二尺(六〇センチ)横一尺五寸(四五センチ)といふ立派なものでそれぞれ杉板に書かれ、額におさめられている。扁額の四隅は直角の座金でとめられ、座金四方の中間に四ヶ所装飾の座金が打ちつけた。座金にはたがねによる美しい唐草模様の毛彫があり、額の上部には掲げたときの吊環がついている。昭和の初め頃までは社殿の外側に掲げておいたという。三十六を左右に分けて、右が奇数番、左が偶数番であった。左右に分けるようになつたのは僧覺盛のときと言われている。

三十六人というのは、柿本人麿、紀貫之、凡河内躬恒、伊勢、中納言家持(大伴)、山辺赤人、在原業平、僧正遍照、素性法師、紀友紀、猿丸太夫、小野小町、中納言兼輔、藤原興風、藤原高光、源公朝臣、壬生忠岑、齋宮女御、大中臣頼基、藤原敏行、源重之、源宗干朝臣、源信明朝臣、藤原清正、源順、中納言朝忠、權中納言教忠、清原元輔、坂上是則、藤原元真、小大君(三条院女藏人左近)、藤原仲文、大中臣能宣、壬生忠見、平兼盛、中務である。貫前神社はしけりてけりなたまはこの、道行人をむすはかりに」はない。公

任の三十六歌仙は一人一首を送んだものではなく、三首から十首を選んである。十首の代表は人丸、貫之、躬恒、伊勢、兼盛、中務の五人で他は三首ずつである。藤原元真の三首の歌の中には貫前神社の扁額の歌はない。すると江戸時代初期に類従本のもとになつたものほかに三十六歌仙の異本があつたと推定される。

作者の名も一般と違つてある。それは三条院藏人左近という女性の名が普通三十六歌仙のときは小大君（おだいのきみ）が多い。小大君は小大君家集もある女性歌人として知られているが、貫前神社の場合は別名を用いている。このような違いは、もととなつた三十六歌仙の作者の作品に流布している別のものに扱つたと見根拠となるであろう。

では次に貫前神社の三十六歌仙扁額の一つ一つについて記すことにする。歌の終りの括弧内はその作品の原典を示す。歌詞中の括弧は貫前神社のものが剥落して読みないので他の歌集から補つたことを示す。

柿本人麿

ほのくとあかしのうらにあさ霧に

（島がくれゆく船をしそ思ふ）（「古今集」九 翻旅ほか）

中納言家持（大伴）

かささきのわたせるはしに置しもの

しきを見れば夜そ更けにける（「新古今集」六 冬）

在原 葦平

世の中にたえてさくらのなかりせは
人の心はのとけからまし（「古今集」一 春上）

猿丸大夫

をちこちのたつきもしらぬ山中に

おはつかなくもよふこ鳥かな（「古今集」一 春上）

紀 贯之

さくらかるこのした風は（さむからで）

空に（しられぬ）雪ぞふりける（「拾遺集」一 春）

壬生 忠岑

春たつといふばかりにやみよしの、

山も霞みてけさは見ゆらむ（「拾遺集」一 春）

素性法師

見わたせば柳さくらをこきませて

都ははるのにしきなりけり（「古今集」一 春上）

坂上是則

みよし野の山のしら雪つもるらし

故郷寒くなりまさるなり（「古今集」六 冬）

藤原興風

契けむ心そつらきたなはたの

としに一たひあふはあふかは（「古今集」四 秋上）

源 重之

風をいたみいはうつなみのおのれのみ

たたけて物をおもふころ哉（「詞花集」七 愛上）

大中臣頼基朝臣

ふしにちよをこめたるつえなれば
つくともつきし君かよはひは（「拾遺集」五 買）

源公忠朝臣

僧正遍照

行やらで山路くらしつはととぎす

いまひと声のきかまほしさに（「拾遺集」二 夏）

中納言朝忠

あふ事のたえてしなくは中々に

人をも身をもうらみさらまし（「拾遺集」十一 恋一）

源順

水のおもにてる月なみを数ふれば

今夜そ秋の最中なりけり（「拾遺集」三 秋）

平兼盛

くれて行秋のかたみにおくものは

我もとゆひのしもにそありける（「拾遺集」三 秋）

三条院女藏人左近

いは、しの夜のちきりもたえぬへし

あくるわひしきかつらきの神（「拾遺集」十八 雜質）

中務

秋かぜの吹につけてもとはぬかな
萩の葉ならはおとはしてまし（「後撰集」十二 恋四）

藤原元真

夏草はしけりにけりなたまほこの
道行人をむすふばかりに（「新古今集」三 夏）

山辺赤人

わかのうらにしほみちくればかたをなみ
あしへをさしてたつなきわたる（「万葉集」六）

たらちねはかかれしもとてうは玉の
我か（黒髪をなでやすやありけむ）（「後撰集」十七 雜三）

小野小町

色みへてうつろふものは世の中の
人の心の花にそありける（「古今集」十五 恋五）

紀友則

秋風にはつきりかねそ聞ゆなり

たか玉つきをかけてきつらむ（「古今集」四 秋上）

凡河内躬恒

いつくとも春の光はわかなくに

またみよし野の山は雪降（「後撰集」一 春上）

伊勢

三輪の山いかにまちみむとしみとも

尋る人もあらしとおもへば（「古今集」十五 恋五）

藤原敏行朝臣

秋来ぬとめにはさやかにみえねども

風の音とにそおとろかれぬる（「古今集」四 秋上）

中納言兼輔

人のおやの心はやみにあらねとも

子を思ふみちにまとひぬるかな（「後撰集」十五 雜一）

源宗千朝臣

ときはなる松のみとりも春くれば
いまひとしほの色まさりけり（「新撰和歌集」一 春秋）

齋宮女御

琴能彌爾嶺之満都佳勢可与夫羅新

以川礼乃遠夜裏調初介牛（「拾遺集」八 雜上）

中納言敦忠

あひ見ての後の心にくらふれば

むかしは物を思はざりけり（「拾遺集」十二 恋二）

藤原高光

かくはかり経かたくみゆる世の中に

うらやましくもすめる月かな（「拾遺集」八 雜上）

源信明朝臣

あたら夜の月と花とをおなしくは

あはれしれらむ人に見せはや（「後撰集」三 春下）

清原元輔

おとなしの河とそつてになかれていつる

いはても思ふひとのなみたは（「拾遺集」十二 恋二）

大中臣能宣朝臣

ちとせまで限れる松もけふよりは
君にひかれて万代をへむ（「拾遺集」一 春）

藤原仲文

晨明の月の光をまつほどに
わかよのいたくふけにけるかな（「拾遺集」八 雜上）

藤原清正

天つ風ふけるのうらにゐるたつの
わんとか雲居にかへらさるべき（「新古今集」十八 雜下）

壬生忠見

やかすともくさはもへなん春日野を

たたはるの日にまかせたらなむ（「新古今集」一 春上）

以上が貢前神社所蔵の三十六歌仙偏額に書かれている歌と作者である。形式は他の三十六歌仙偏額と同じである。構図は同一で共通している。すなわち縦の画面を四等分し、下四分の一を人物の座像の床平面とし、上部四分の三を背景としている。床は岩絵具の緑青を用い、背景は金梨地の箔である。人物像は画面の二分の一の規格に統一されている。この構図の幾何学的な配慮も三十六歌仙には大体共通しているが、背景を四等分して地を四分の一とし、天を四分の三とし、その空間の中に全体の二分の一を占める人物を配したため、画面全体が極めて安定感を持っている。

全体の四分の三を占める背景をよくみると、金梨地風に箔を散らしたのは上方部で、だんだん下になるに隨い薄くなっている。その下方には上代の和歌を書いた色紙に多い平安朝以降の大和絵風の山好みが近景から遠景に平行に描かれている。なかには明らかに抜き出た高い峰が描かれているものもある。（六・九・一〇・一四・一五・一六・一九・二四・二五・二七・三三・三四・三五）近景はなんだかな丘に見え、遠景が山脈のように見え、さらにその上方に雲がたなびいているよう見える。こうした手法は、色紙や写経の巻軸の余り紙の部分にこうした下画がうすく描かれているのを見る。それからみて、歌仙の扁額は平安時代の色紙形からの変化であるといえる。色紙形の原形は画幅や屏風、障子の画の中に色のある別紙をはり、それに詩歌や講文などを書いたが後には別紙をはらずその部分に色紙のように彩色するようになつた。いわゆる後世の色紙形

が古い形を遺して江戸時代初期のこの歌仙彌額に現われていると見
てよいであろう。

和歌や俳句を認める色紙や短冊は白紙（一色染め）は別として、
必ず天井があり、上方は天を象徴し、下方は山並を模様化して描
かれているのもこの彌額との関連で理解されるであろう。

人物のボーズは二四・二八番の伊勢と斎宮女御のように源氏物語
絵巻を真似たものが女性像にも現われている。十二單衣の官女の服
装を描いている。男性の場合正面向像はほとんどなく斜横が多い。
端座したボーズが多いが、中には手をかざしている（藤原敦忠）も
の、頬に手を思い耽っている（藤原信明）右手をあげている（猿
丸太夫）などが見られるが、こうした三十六人のそれぞれの姿態の
約束は三十六歌仙の古い伝統によつたものが多い。小倉百人一首の
絵札もこの系統である。

こうした構図を日本画における人物画の変遷と比較してみると中
世の人物画では軸仕立という条件もあり、天と地の比が三対一の空
間に二分の一の像を置く構図は少ない。歌仙という歌と人物を同時に
表現するためにとられた手法というべきであろう。

つぎに各彌額の裏面をみると、それぞれに墨書きでこの成立の背景
を明らかにできる。例えば九番（本稿では十二番）の場
合をみると、

九番 左源公忠朝臣

画工 狩野久二郎

歌筆大橋入道式部暉法印竜慶

上州

拔鉢太神宮宝前

御造営依 征夷大將軍源家光殿欽命也

寛永十三季九月十九日

奉行 小幡孫一郎平直之

岡登甚右衛門尉藤原景親

とある。画は狩野派の狩野久二郎、書は大橋竜慶である。征夷大將
軍徳川家光（幕府三代の将軍）の命により抜鉢太神宮に奉納するも
のであることを明記している。これは、徳川家光の時に貫前神社の
造営をしたことはすでに他の分野で報告されると思うので触れない
ことにするが、その折にこの三十六歌仙彌額が奉納されたのである。

画の作者狩野久二郎については、手もとの「大人名辞典」（平凡
社）や「書画骨董大辞典」などの数多い狩野派の画家の中に通称久
二郎は記載されていなかった。これはさらず狩野派の詳しい文献によ
るほかはない。書の大橋竜慶についても前掲の辞典では見つけら
れなかつた。すると、兩人とも当代一流の画家であり書家でなかつ
たということになる。しかし、現在の作品をみると決して拙作でな
いことも確かである。

「御造営依……」は、三代将軍徳川家光の命令で献納するとい
う奉納者と奉納理由が認められたものである。奉行の小幡孫一郎平直
之と岡登甚右衛門尉藤原景親の連名がある。小幡孫一郎平直之と
岡登（上）甚右衛門尉景親の二人の「奉行」は、貫前神社の梵鐘（当
時神仏混淆）を新鋲した鐘銘にも同じように「奉行」として名を連
ねている（林羅山文集）この鐘もまた貫前神社の造営を記念して鑄
て寄進されたものである。寛永十二年（一六三五）の貫前神社の樓
門、拝殿、本殿の大造営は徳川家光の命によって行われたものであ
るが、その棟札（建物とともに国的重要文化財指定）にも、「御奉
行」として、小幡孫一郎平朝臣直之、岡上甚右衛門尉藤原景親

とあり、大造當の總支配に当つていた人物であることがわかる。

小幡孫一郎は、甘樂郡甘樂町小幡にある國峰城主として戦国時代に活躍した小幡氏の子孫である。鎮川の谷を支配していた古い土豪で、出自には二説あり、一説には多胡碑の「羊」字で伝説となつてゐる羊大夫の子孫であるという説と、坂東八平氏の流れをひく秩父氏の出自という説である。永禄年間に武田信玄が余地岬から西上州へ攻め入ったとき、武田のために落城して甲州方に屈した。武田勝頼が天目山で敗北したあと小田原の北条方に属し、天正十八年以降徳川家康のもとに属したが、小幡孫一郎のときは貢前神社の神主となつていた。貢前神社の古い神主には物部氏系の鶴部氏が代々名をとどめているが、このほか尾崎氏、一宮氏などの名が知られているが、小幡氏は徳川家康の閑八州支配のときからと伝えられているが、国峰城主小幡氏が武人として活躍したとき分族の小幡氏はすでに貫前神社神主であつたという推定もできる。大造當事業の總支配に任命されたのは、貢前神社の信仰圏の地域を支配してきた実力者として起用されたのかも知れない。

一方、岡上甚右衛門景親は天正十八年（一五九〇）に家康が大久保長安に命じて関東十八代官制を布いたときの代官の一人であつた。その出自は武藏国岡上村の出で氏は藤原氏である。小田原の北条氏に仕えた岡上主水助の後と思われる。「寛政重修諸家譜」によると、岡上景親について、

天正十八年東照宮関東にいらせたまふののち、めされて大久保石見守長安に属し、御代官を勤め、慶長十八年台徳院殿（徳川秀忠）にまみえたてまつり、のち大猷院殿（徳川家光）に奉仕し某年死す。

とあるように、寛永十二年当時はこの岡上景親と推定される。しかし、その子も甚右衛門景親で重修諸家譜に「寛永八年より大猷院殿につかへたてまつり御代官をつとむ」とある方が奉行の当人とも思える。甘樂郡南牧村のうちの御料（幕府直轄領）村の代官名を見るに、尾沢村では元和元年から磐戸村では寛永十三年より岡上甚右衛門とあり、貢前神社のある一宮村もその支配下にあつた關係上奉行に起用されたものであろう。歌仙の鶴頬も、造當奉行であつた關係上兩人の名が記されたものであろう。川越市の大曾根の總額とともに貴重なものといえよう。

羽子板付羽根

貢前神社の工芸品の中の羽子板と羽根についてその概要を記しておることにしよう。この羽子板は一枚しかないが、豪華なものとして神社の宝物にふさわしいものといえよう。

貢前神社の羽子板と羽根は一枚一個しかなく、大きさは縦一・五センチ、上部巾一・三・五センチ、下巾九センチ、綫のうち柄の部分が一・五センチの普通の大きさである。しかし一見してわかるように小品といえども豪華な工芸品である。素材の板の上に胡粉を盛り上げ式にした上部と下部に亀甲紋の連続模様があり、亀甲の中に七星が入っている。この亀甲紋は金属板を型で押出したように見えれるが金泥で盛上げ式に描かれているのである。それだけ豪華である。この亀甲紋の上に三ツ葉葵の紋が三つ樹青の岩絵具で描かれている。この紋章からみて、徳川氏ゆかりの品であることが推定されるが、所蔵されるに至った由来は明確でない。

表に宮中で重要行事として行われた有名な左義長の絵が描かれて

いる。左義長の羽子板は戸時代の初めの羽子板の特長とされてゐる。その後左義長羽子板は姿を消し、役者絵の似顔が表裏に押絵化をした図柄に変化していった。したがつて、貫前神社の羽子板は戸時代も比較的古い時代のものであろうと思われる。

中故事」ところから来ている。このトンドがドンド、ドンドン焼きと変ったと考えられる。平安時代から中世にかけて、宮中の清涼殿東庭で行われる重要な行事とされていた。この羽子板の左義長の絵は当時の宮中における左義長の状況を知る上に貴重である。

羽子板になぜ左義長の画が描かれたかといふと、左義長（さぎちょう）（さぎじょう）の語源は三慈杖（さんぎじょう）であるという説が昔からあ

「松と並んで竹が立てられ竹には書初めが結びつけられている。

いう意味であるという。毬杖というのは中国から漢時代日本に渡ってきたもので、馬に乗って毬（たま）を打つて遊ぶ秋のことである。この杖で紅白の球をすくい上げて毬門に入れ、早く球のなくなつた方が勝ちという遊戯である。中世、この毬杖をお年玉として贈答し

の輪飾りがつけられている。竹の下枝には赤い紐と日の丸の扇子が懸けられている。

たり。正月に新調した桂枝で球打ちをすることが上流社会に行なわれた。そのあと折れたり損傷した桂枝を一か所に集めて焼く行事があり、これが一か所に火をたく左義長の火祭りとなつたという。しかし、一般には三本の棒を組んだ三脚をサギツチャヨという地方があることからそれに由来するとされている。もともと火祭りはわが国のこととき多野郡神流川の溪谷や甘樂郡の鏗川溪谷、南牧川溪谷で行なつた。これが左義長である。正月十四月、十五日に県下にもまだ行われているドンドン焼きは正月の祖靈の招魂の古い行事であり、盆のときに多野郡神流川の溪谷や甘樂郡の鏗川溪谷、南牧川溪谷で行な

この扇については、鴨長明の作といわれる「四季物語」に「さぎち
ようの具も、稚兒だつ人のざればみ弄び物となり、焼け残りたる扇
に赤き房付けたる」とあるように、塔に火をつけてとも焼いたこ
とがわかる。8の字を横にしたような輪飾りが左義長の塔のつくり
方を示していく興味深いものがある。左義長の古い記録によると、
三毡枕は青竹を束ねて立て、これに正月三日天皇が書き初めをされ
た吉書や扇、短冊などを結びつけ、点火は奥向きから賜った燐台の
火を藏人が修理職に渡して点火させたらしい。燃えるとみんなで離
したて、天皇は御殿の簾中からご覧になるとする。

る。朝延の左義長は正月十五日と十六日に行われたのを見ると、民間のドンド焼き、レンデン焼きと一致する。(『年中行事辞典』参考)

左義長のことを「ドンド」とも称したが、この語源は火が盛んに燃えあがつたときに、囃すのに「どうどや、どうどや」といった(年

(五)天皇の前に七人の人物が左義長を見物している。右の二人は女房、あとの五人は男の宮人である。

(付) 塔の前に七人の人物が輪をつくって舞っている。七人のうち奥の左右二人は扇子を持って舞い、二人は腰太鼓を打ち、二人は肩に鼓をのせて打っている。六人は童子形に見えるが、頭に赤毛のかぶりものをし、小袖を着かるさん袴をはいている。一人はこの六人の赤毛の踊り子を指揮しているが半袴をつけ、かぶりものをしていない。

この左義長における舞いについては記録によると時代によって必ずしも一定していない。一つには、この左義長に唱門師が参加し、童子が鬼に扮して舞うとする、一つには正月十八日の左義長に唱門師大黒松太夫ら四人が出て（二人は翁、二人は姫）舞い、その後に鬼の行列が繰り込んだ。行列は松明、笛、小鼓、錦織、稚兒、舞鬼、太鼓、後見、供の順で入った。それに大黒松太夫、頭役などが参列した。錦織は青地小袖にかかるさん袴で赤毛をかぶり鬼の面をつけ、金銀で巻いた棒を手にし、稚兒は金の立烏帽子、鬼は打掛け大口袴のいでたちである。左義長に帽門師が点火するとその前で舞い囃した——以上のように記している。

この羽子板は第二の記述のように大袈裟な舞ではないが、左義長の前で舞い囃している光景が盛り上げる手法による極彩色で美しく描かれている。保存がよかつたので画面が生々としている。

この羽子板はともと左義長のものとなつた様子が変化したものという説が一般に言われてきている。それは「看聞御記」の永享四年（一四三二）正月五日の条に宮中で女中と公卿が二組にわかれ、「こぎの子勝負」をして公卿側が勝つたとするし、同年正月五日の条には、「こぎ板」（羽子板）と「こぎの子」（羽子）五つを進物としたという記述がある。（年中行事辞典）

このように羽子板を「胡鬼（こぎ）板」、羽子を「胡鬼子（こぎのこ）」と室町時代にいつたのは「羽子木板（はこきいた）」の転訛である。

「羽子木の子」の転訛である。

この「こぎ板」は、左義長の慈杖から変化した遊び道具であったろうという説に注目したい。馬に乗って球をすくい上げる慈杖からこぎ板——羽子板となつたために、羽子板の絵に左義長が描かれたとする理解される。貴前神社の羽子板は、そうした意味で日本の風俗資料として見のがすことができない。

つぎに、羽子板の裏の絵についてである。裏の絵は、表の左義長を受けており、宮中における祝宴の場面と思われる。右上部に上疊に座した天皇が大き目に描かれ、その後に公卿が五人、下方に女官（女官）が七人いる。いずれも十二單衣の盛装をし、中央に三脚の置台がすえられ、松と紅梅が押されている。左義長の祝宴の生花の図である。中央下に小さく描かれた童女が一人と四人の童女が並んでいるのは祝宴の間をとりもつ役目であろう。ほかに天皇のすぐ左下に一人の人物が描かれ、前に三宝が置かれている。背景の障子絵にオシドリの雄雌が描かれ、宮中のさまを伝えていく。

左義長の羽子板には、このほかに表は御殿から公卿表束の男と女装束の女官が童女を大勢随えて見物している場面、裏が青竹を束ねた三枝杖のまわりを取り囲んで笛や太鼓でにぎやかしている場面があるというから、貴前神社の羽子板も、裏の祝宴と見られているものが祝宴の場面ではなく見物の場面とした方がよいかも知れない。たしかに一人一人の顔をよく見るといかにも見物をしている姿になつて、話をもとに戻すが、羽子板はもともと左義長のものとなつた様子が変化したものという説が一般に言われてきている。それは、

なお、羽子板柄はピロードで巻いてあり、当時としてはせい沢なつくりと見てよいであろう。

この羽子板に添えられて羽根が一個保存されている。木蓮子（もくれんじ・むくろじ）に五・四センチの首が赤い綿糸で巻かれ、そ

の先に八センチの白い羽が三枚付いている。木蓮子はムクロジ科の落葉喬木の種子で球形でよく数珠玉に使われたが羽子にも利用された。はじめは豆に羽根をつけた厄払いの「豆打ち」の宗教的なものが、中國産の木蓮子を用いるようになったと考えられている。一説には、羽根はトンボを形どったともいわれ、トンンドは紋を食うことから子供が蚊の害を受けないようにといふまじないだといわれるが、羽子板と羽子もとは遊戯の具でなくもとは信仰的なものから発したろうという推測はかなり主張されているが明かでない。

このように、貫前神社の羽子板と羽根は、美術工芸品として逸品であるとともに、民俗資料としても価値高いものといつてよいであろう。納められた函書には、「姫君様御羽子板」と書かれているのみで寄進された来歴などが不詳であるのは惜しまれるが、紋の三つ葉葵からみて徳川将軍家となんらかの関係ある寄進物であり、寛永十二年の大造営の際と無関係ではないと思われる。

雷神小窓の扉

貫前神社本殿の建築史的な特長については内々陣が二階で、その神座の位置が北と南の棚になつてることである。いま一点は南側（正面）の破風の東柱の向つて右に約三三センチ四方の切りこみがあつて窓となつてゐる構造である。この窓は障子とか格子組になつていないので一枚板の扉でふさがれている。しかもその扉に雷神の画

が描かれている。これを一般に「雷神小窓」と称している。寛永十二年の造営のときに新しく取付けたものか、それ以前の旧社殿にもあつたものか明らかでない。

本殿の向きをみると、雷の発生の多いといわれる稲荷山に対して

いること、神社の位置が古く菖蒲谷とよんで沼のあつた地点であることから、自然神として雷神が想定される。古い信仰では、雷神は沼や池、川の淀んだ深瀬などに棲む竜で、それが天に昇ると雷神となつて夕立を降らせると考えられたらしい例は各地にある。もし、古代の神格を自然神から発したという説に随えば、稲荷山には沼や池が山頂ないので、この辺から空を飛んで稲荷山の雷となつたという信仰があつたのかも知れない。

内々陣の神座のうち、現在祭神の座は北の棚にあり、南の棚は神が置かれていません。しかもこの南棚の上がこの雷神小窓となつて外界に通ずるようになつていて。すると南棚の神座と雷神とは関係があるのかも知れない。

また逆に、稲荷山や御荷鉾山の雷を伏するという信仰が貫前神社にあり、この雷神小窓は雷を伏する呪いとして着けられたということも考えられないことはない。いずれにしても、他の神社建築にその類例をみない貫前造りの特長がこの雷神小窓である。

貫前神社の宝物庫には現在二面の雷神小窓の扉が保存されている。古いものと新らしいものと三枚あるが、いずれも三三センチ四方の一枚板に岩絵具で雷神が描かれている。いまその二つについて特に記すことにする。

(一) 古い方の扉

昭和十九年修理工事のときに内々陣の天井裏から、昭和十四年八

月十五日の日付のある新聞紙に包んであったもので、それまでは神社でもこの存在を知らなかつたといふ。一板の上・下と右に細く枠か額のよう充て、これを加えて三三センチほどになる。右斜下にかけては風化のため図柄がよくわからず、右斜半分の部分は雲形、太鼓などはつきりとしている。元禄時代の儀屋宗達の雷神図とよく似た図柄である。雲形などからみてやはり江戸時代初期ではなかろうか。雷神は仏画の修羅像を思わせるものがある。

〔新し方〕

これを模したと思われるものであるが、これには、

元禄十一年寅二月上旬、当社御修復之節、

武州江戸於桜田、梶川氏政利

とあり、元禄十一年徳川綱吉の命で修理をしたときに書きなおしたものと思われる。

〔最も新しいもの〕

前の二点をもとにして新調されたもので、裏に「昭和六年初春、南総久我三竹源通信譜」である。

なおこの雷神小窓の屏であるが、元貢前神社宮司三崎幹一郎氏が、(一)の裏書に記した考證によると、明治十七年の写真には縁窓があるが、明治二十九年の写真には白木板になつておらず、四十一年の写真には屏が無かつたといふ。すると、この雷神小窓の雷神図は時によつてとりつけられたものなのであろうか。

萩原 進

貫前神社の奉納刀剣

貫前神社に神宝として秘蔵されている刀剣は一一七点であり、昭和五十年八月一日二日の二日間に亘って調査員四名に東京から辻本直男氏を招いて調査をした。

その結果、新刀の一部には一応もつともと思われるところがあるが、全般的に見て保存の方法が不適当であると痛感させられた。ながんずく研ぎ、手入れの点について、放置して置くことができないものも数多く見受けられた。

外装についても整わないものも多く、刀身そのものにも鍛錬上の破たんや、キズなどのあるものが比較的多く、全般的に見て貴重なもののが少なかつたのは奉納刀という性格上止むを得ない。

以下所見を述べると、無銘広刃刀(13)は古刀のよう見受けられ、地のつまつた鎌をしたものである。政常銘(5)の江戸期の脇差は、銘鑑もれのようであるが、地鉄の鑑練が比較的良好見受けられ、この点大変面白いよう思う。祐永銘(16)の幕末刀も健全で良いようである。家吉銘(20)の古刀も良く、兼正銘の広直刃は反りの高い古刀である。雄広銘(39)の江戸新刀は研磨をしないといわからぬが取り上げるべきであろう。

その他寛正裏銘のある宗末(93)の室町時代の脇差、清平銘(91)の槍、歳長銘(10)の脇差、包則銘(16)の新刀脇差及び現代刀の宮口寿広(111)等はいずれ手入れをして保存する必要がある。要するに現存する刀剣の一七振中約三〇点については早急に研磨を必要とし、そのうち精など不良のものは之を新調して保存する

ことが肝要である。

殊に前出の約一〇点ほどのものは特に大事にすべきものと思われる。次に順位する約一〇点程の刀剣は第二次の手入れを要すべきものと思われる。その他約八〇点は一応研究品として保存するのが適当である。

なお、刀剣の中には鎌倉、吉野時代を思わせるものが數点あるようと思われるし、応永以前のものと思われるものがあるが、赤錆が甚しいのと、無銘であるため判断し兼ねるものもあり、これらはすべて研磨をした上で詳細に検討をするべきである。

神前に奉納された刀剣であるから特に区別せず、平等に考えて取扱うことが、寄進者に対する礼儀という神社の考え方はまことに当を得ているが、百点に余る刀剣を手入れを行き届かせて、防火、防犯上完全な管理をすることは不可能に近い。更に拵えを新調することに至つては望むべくもない。

ただ、調査中に精書きとして、

▲86 備前長船祐定

協屋左衛門左義助
文化十年癸酉二月

修理願主 板鼻駅

木島七郎左衛門

希願

とあるのを散見したが、これは、研ぎ或いは拵えを奉納したもとのと考えられる。現在県下では四万振に余る刀剣の登録があり、愛好者の数も多く、また、敬神の念が厚い者も多いと思われる。これら愛好者による研磨、拵えの奉納によって貴前神社の御神刀が本来

の価値を取りもどし、真に同社の神宝となることを調査員一同が痛感した。

終りに調査した刀剣はすべて銛砲刀剣類所持取締法による登録済みであることを附記する。

小林小五郎

⑯	15	14	⑬	△	11	⑩	9	△	7	6	⑤	4	3	2	1	No.
刀			刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	種別
わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	わきざし	長さ
八五、二	四二、二	三〇、九	五一、四	七一、五	四四、三	六六、六	四四、〇	六三、五	五一、九	五四、四	五四、〇	三八、六	五三、五	三五、〇	三一、〇	
二五、九	〇、〇	一、一	一、四	二、〇	一、七	二、八	一、〇	一、四	一、〇	一、一	〇、五	〇、七	一、三	一、〇	〇、四	反り
			室	江		江戸後期		江	江	江戸中期		江戸末期		江戸末期		時代
			町	戸				戸								日代
二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	
裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	裏表無	銘
弘化三年二月日備前長船住一 横山加賀介藤原祐永菊紋	岩弘 家次	その他不明							相州住広正			武州神田三四郎政常		文久四子年作之		文
小塗目 つまる	小塗目 つまる		板目		つ小塗目			流れ		小塗目						鐵之
丁子	辺逆足入り打	広直刃物打	間あきの 互の目	広直刃	沸乱深れ刃交りに 小小			のたれ		のたれ						刃文
○△△△○○○○○○○○△△△△																彫り物
要研磨	要手入	要手入										要研磨				備考

51	▲	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	㊱	38	▲	36	㊱	▲
わきざし	刀	わきざし	刀	わきざし	刀	わきざし	刀	わきざし	剣	わきざし	刀	わきざし	刀	た	ち	なぎなた	なぎなた
四四六	四五〇	四五〇	四四八	六四六	六九	五六三六	六八〇	五三二	五四八	五六二	四〇四	七五〇	三七六	六〇五	八二〇	四一三	三四六
一·三	二·九	〇	〇	七	二·三	二·一	〇	一·四	〇	一·五	〇	一·四	〇	六	一八	二·三	二·五
吉野戸	江戸	江戸	室町	鎌倉	室町	江戸	現代	江戸	江戸	江戸	江戸	南北朝	江戸	南北朝	江戸	江戸	江戸
—	三	—	—	二	—	—	—	—	—	二	—	二	—	三	四	—	—
裏表	無	無	裏表	無	無	裏表	無	無	無	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表
津田越前守助広	銘	銘	国昌作	銘	銘	大和守安定(短冊銘)	銘	銘	銘	越後介繼広	三条吉邦作	永享八年二月日	備州長船正広	住藤原盛命作	前田右近大夫菅原姓利豊	万治二己亥年八月吉日駿州	濃州関兼久
小板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目
互の目 丁子、交り	互の目乱	直刃	直刃	互の目乱			不明	不明	不明	不明	直刃	直刃	直刃	直刃	直刃	直刃	直刃
偽名	偽名														樋(なぎなた)	樋(なぎなた)	
偽名	偽名																

67	66	65	64	63	62	61	60	69	58	57	56	55	54	53	52
短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀	短刀
二八・九	四七・九	二〇・一	二二・四	四七・一	五〇・二	二九・四	三一・八	二七・二	三八・八	三四・三	五〇・五	二一・八	五一・四	一九・四	
○二		一・七		一・三	一・六	○四	○五		○六	○五	一九		一・一		
吉野末期	江戸末期	足利末期	足利末期	足利末期	足利末期	江戸	室町	江戸	室町	江戸	室町	室町	室町	室町	
二	一	一	一	一	一	一	二	一	二	一	一	二	一	二	一
裏表 真宗	裏表 政家作	裏表 宇多国宗	裏表 佑定	裏表 国次	裏表 銘	裏表 則重	裏表 常平	裏表 兼則	裏表 備州長舟清光	裏表 金房隼人丞正真	裏表 助宗	裏表 銘	裏表 月山	裏表 銘	裏表 六兼月
板目 生地肌	板目 まさ目流	板目 まさ目	板目 まさ目	板目 まさ目	板目 まさ目	板目 まさ目	板目 まさ目	板目 まさ目	板目 まさ目	板目 小板目	板目 綾杉	板目 直刃	板目 直刃	板目 直刃	
乱れ丁子	直刃	大乱れ	直刃	直刃	のたれ	互の目	のたれ	互の目(裏)	直刃	小乱れ	ひたづら	のたれ	のたれ	直刃	
偽名								樋(棒)			樋(棒)				
										要研磨		偽名		偽名	

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
わきざし	わきざし	短刀	わきざし	短刀	わきざし	短刀	わきざし	短刀	わきざし	短刀	わきざし	短刀	わきざし	短刀	短刀	刀	
五〇〇	五九〇	四五六	二五六	二六〇	三五六	三二九	五一五	三三〇	三八八	四五八	一九四	五五八	四五八	二八〇	二四〇	六〇二	
○六	二五九	一〇九	一七	〇一二	〇四	一二	〇八	一一	一一	一一	一一	一一	一一	〇一	一六		
江戸	幕末期	幕末期	江戸	足利末期	吉野末期	足利末期	倉	鎌倉	鎌倉	倉	足利末期	足利末期	足利末期	利	足利末期		
二	一	二	一	一	一	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	
裏表 和泉守(切る)	無 銘	裏表 宗光	裏表 包定作	裏表 則光	無 銘	裏表 貞治	無 銘	裏表 助則	無 銘	裏表 二月日	無 銘	裏表 切開真国作	無 銘	裏表 正家	無 銘	無 銘	
板目	板目	不明	板目	板目	不明	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	板目	
直刃	直刃	不明	直刃	丁子	不明	大乱れ	互の目	丁子の目	直互の目	直刃	直刃	直刃	直刃	直刃	直刃	直刃	尖り互の目 大乱れ
二枚(表裏)																	

102	101	(2)	△	(3)	97	96	95	94	(3)	92	(2)	90	89	88	87	86		
刀	刀	わ き さ し	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	(や 兩 鑄 造) り	わ き さ し	や り	短 刀	短 刀	刀		
七	一	五	一	八	六	九	四	七	五	六	五六·六	六〇·四	二五·二	三〇·四	三一·〇	二三·二	二〇·二	六一·四
二	六	七	一	〇	一	二	一	二	一	一	一·八	一·七	〇·六	一	一	一	一·九	
江	室	江	江	江	江	江	江	室	室	江	江	江	室	町	不	桃		
戸	町	戸	戸	戸	戸	戸	戸	町	町	戸	戸	戸	戸	町	末	明	山	
一一	一	三	二	二	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	二	
裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	無	無	無	無	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	裏表	
銘	廣光	歲長	陸奥守	國宗	兼光	銘	銘	銘	銘	廣末作	寛正二年九月日	小田原八幡山住清平	宗光	吉光	助光	永備(大磨上)		
	藤原									仁廿八年八月日	延宝七年己未年二月日	備州長船祐定	光作					
板目	板目	板目							板目	板目	板目	板目	不明	板目	板目	板目		
互の目	のたれ	互の目							直刃	直刃	直刃	直刃	直刃	直刃	直刃	丁子		
									樋(棒、添え)									
要手入									要研磨	偽名	偽名							

六、神職、別当

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
乍恐以書付奉申候(案)	申伝書	社家役覺(案)	小幡氏 聞 之由來(案)	尾崎神主家由緒書(案)	貴族士族御書付(士族編入申付書)	旧神職之者共農籍編入相成候者人名	尾崎神主家系届	明治6年7月	明治6年6月3日	明治6年1月3日	明治2年4月19日	明治4年3月10日	明治4年頃	明治2年4月18日	慶応4年6月	文久1年12月	文久1年9月	天保12年6月	寛政7年3月18日	六
ト部朝臣	光明院三十七世現住	最勝	一宮志摩	ト部朝臣	尾崎但馬守	尾崎但馬守	尾崎但馬守	尾崎但馬守	尾崎但馬守	尾崎但馬守	尾崎但馬守	尾崎但馬守	尾崎但馬守	寺社奉行所	龍王院法印使僧中功	尾崎兵庫助	德院法印使僧中功	一	一	
明治	明治	尾崎利貞	群馬県	尾崎利貞	竹内金吾、尾崎但馬	大宮司、神主等連名	岩鼻郡社寺役所	岩鼻郡役所	岩鼻郡役所	岩鼻郡役所	岩鼻郡役所	岩鼻郡役所	岩鼻郡役所	神祇管領吉田殿	寺社奉行所	龍王院法印使僧中功	尾崎兵庫助	一	一	
1通	1冊	1通	1袋	1冊	1冊	1冊	1通	1冊	1通	1通	1通	1通	1通	1冊	1通	1通	1冊	1冊	1通	一
二三	五一	一〇九	六七	六九	七六	七五	四	七二	五九	八四	六一	四四	七八	一七	九	三	七八	一八八	一六	一

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	23	22
表題欠															表題欠(尾崎家朱印領)	
華士族公布(写)															華士族公布(写)	
檀中村々配札帳															檀中村々配札帳	
檀家相渡村々扣之帳															檀家相渡村々扣之帳	
御檀家御初總帳															御檀家御初總帳	
元檀家入金錄															元檀家入金錄	
出雲大社神札配分帳															出雲大社神札配分帳	
西群馬郡豊秋村檀巡日記															西群馬郡豊秋村檀巡日記	
吾妻郡檀巡日記															吾妻郡檀巡日記	
寄附抜書帳															寄附抜書帳	
南檀中巡回之日誌															南檀中巡回之日誌	
檀回村々書抜帳															檀回村々書抜帳	
配札場所々書抜帳															配札場所々書抜帳	
村民内檀乙内手扣															村民内檀乙内手扣	
利根勢多賀郡井二吾妻ノ戊亥坂原ヨリ永井迄同所															利根勢多賀郡井二吾妻ノ戊亥坂原ヨリ永井迄同所	
檀家記録帳															檀家記録帳	
大鎮守御藏御姓名帳															大鎮守御藏御姓名帳	
表題欠															表題欠	
嘉永6年3月吉日															嘉永6年3月吉日	
明治3年1月吉日															明治3年1月吉日	
明治4年															明治4年	
明治5年1月吉日															明治5年1月吉日	
明治7年1月															明治7年1月	
明治22年9月吉日															明治22年9月吉日	
明治22年															明治22年	
明治25年															明治25年	
明治27年10月吉日															明治27年10月吉日	
7月吉日															7月吉日	
一宮															一宮	
尾崎利貞															尾崎利貞	
士族尾崎利貞															士族尾崎利貞	
丹後尾崎但馬守名代横尾															丹後尾崎但馬守名代横尾	
尾崎但馬守															尾崎但馬守	
収入役木村喜作															収入役木村喜作	
1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1通	1通
一六九	二〇四	一九六	一六五	一六四	二〇二	一七三	一七四	一六七	一六八	一六三	一六六	一九四	一六二	一〇三	一八五	一八〇

3	2	1
一札之事(託状寫)		元禄18年6月4日
一札之事(託狀)		享和3年9月23日
差上申一札之事(託狀)		文化3年11月12日
弥太夫	清兵衛他一〇名	門之助五人組連名
尾崎兵庫	尾崎兵庫助	尾崎内記
1通	1通	1通
一一四	一二二	九二

十一、その他

9	8	7	6	5	4	3	2	1
水戸浪士下仁田戦争関係連名帳							寛永 15 年 11 月 3 日	日記
下仁田小坂両村合戦之扣							享保 3 年 4 月 10 日	
天明三年浅間焼記録							元治 1 年 11 月	
雜事錄							元治 1 年 11 月	
目出度御行列役割帳							万延 2 年 2 月 1 日	萬延 2 年 2 月 1 日
誰記帳							慶応 4 年 3 月 1 日	慶応 4 年 3 月 1 日
東山道官軍先鋒先觸								
先鋒總督府								
先々問屋								
1 通	1 冊	1 冊						
五 七	八 一	三 七	八 〇	四 〇	五 八	一 六	一 〇	五 二

九、日記、雜記

5	4	3	2	1
屋鋪反別旧新稅記	差上申済口証文之事	居屋敷賣地証文之事	借用金子之事	借用金子之月
明治8年3月28日	文久1年12月	天保13年4月21日	天保9年3月	文化10年6月
大宮司一宮志摩	泰藏、喜重次	又左衛門	主計殿	新井四郎兵衛
寺社奉行所	伊織	峰岸要人	尾崎文庫	尾崎文庫
一〇二	二九	一九	一一一	八八八
冊	通	通	通	通

八、經理、借金

8	7	6	5	4	3	2	1		30	29	28	27	26
竹内式部業浮書状	書状	無尽講に關する書状	大監物書状(写)	書状(勅使參向)	書状(勅使道中)	書状(写)	書状		井戸貢水詫状(写)	口述書	届書	口上書ヲ以奉申上事	市川四郎兵衛通行先触状
12月3日	2月16日	2月17日	2月15日	文化11年	慶長15年	天正20年	天正20年	6月6日					
竹内式部	市川有一郎	市川四郎兵衛	平左衛門	大監物					尾崎利貞	茂原嘉助 當人多宮、嘉膳			
月番役人	尾崎但馬守	尾崎但馬守	尾崎兵庫	尾崎大学						尾崎家用入 社領役人 楫取業彦			
	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通		1通	1通	1冊	1通	1通
一一九	九九	九六	九八	八五	一五	二三			九一五	三三	一〇六	九五	
							右の写						

貫前神社境内社日枝神社本殿 および東西廻廊について

幕殿のみ彩色、元禄に大修理を加え、昭和四年銅板葺に変更している。前記三棟は国的重要文化財建造物に指定されており、今回指定外の境内社日枝神社本殿、東西廻廊について調査を行つた。

一、概要

上州の一の宮として社伝によれば経津主命、比売大神を祭神に安閑天皇元年（五三二）創立、勅祭の白鳳といふ、その後歷代の武将が戦勝、治乱等の祈願所として江戸時代に至つた。徳川家康公が社殿を造営し、更に寛永十二年（一六三五）家光公が再び工

を起して豪華綱爛な現社殿を造営したと云われる。

本殿、拝殿、楼門、東西廻廊等はその時の造営で、本殿の棟札には寛永十二年霜月二十一日顕主は家光、奉行は小幡孫一郎と岡上甚右衛門、御大工は鈴木近江守藤原長次と木原本木工允藤原義久と記されている。

本殿は桁行三間、梁間三間、一重二階、入母屋造、妻入、向拝三間、檜皮葺で、黒漆で長押以上は板彩色である。この建物の特長は妻入の向拝付であり、二階を内々陣とし、正面妻板棟束の右に約三十粂角の小窓があり、緑色の雷神が描かれておりこれを俗に雷神小窓と云われる。元禄十一年（一六九八）の修理棟札によつて大修理を施されたことも判明した。もとは一、五粂程の板厚の羽板葺であったが現在は檜皮葺である。

拝殿は桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、檜皮葺、正面唐破風付で朱漆で長押以上は板彩色である。本殿と拝殿の間に祝詞舎を設け、権現造への過渡期を示している。

樓門は一間一戸樓門、入母屋造、鋼板葺、左右に潜門付で朱塗、

二、境内社日枝神社本殿

一、規模および構造形式

大きさ 桁行 柱真々 四、一八一m（一三、八〇尺）

染間 三、七八八m（一一、五〇尺）

一五、八四〇坪（四、七九坪）

三間社流造、柿葺（現在鉄板葺）

方切石の基礎、身舎柱八角造り外部円柱仕上げ、土台、縁長押、

腰長押、内法長押、頭貫、斗拱三斗組構のみ連三斗、中備の影刻付幕股、正面三間幣軸構定規縁付板扉、他は横嵌板、内部拭床板

張、天井鏡天井、向拝面取方柱、足元長押、頭貫、斗拱三斗組兩端連三斗、中備の影刻付幕股（中央間欠損）、軒二軒本繁椎、木負、茅負、裏甲、一重軒付、箱櫻、鬼板、柿葺（現在鉄板葺）、妻飾り

搦首柱、破風、懸魚、桁隠し、両背脇障子、勿高欄付目縁、向拝に親柱付昇高欄、木階五級、黒漆、長押上極彩色、斗拱繊細彩色、内部嵌板黄土地に松、梅、牡丹の壁画、天井に八雲を描き、

長押上極彩色、南向。

二、沿革及び特長

境内社日枝神社本殿は神伝によれば、旧本殿なりと云うが、建築構造、手法、様式より、本殿、拝殿（寛永十二年一六三五）と良く類似しており、あまり遡るものではない。身舎正面幕股は、日枝神社の御使いである猿の彫刻を施してあり、その他の

花鳥の彫刻も江戸初期の技巧を表わした見事な傑作である。流造の全体の形貌も良く調和がとれ、屋根、破風の曲線も良く群馬県下の流造として最優秀作であり貴重な建造物である。

三、東西廻廊

一、規模および構造形式

大きさ（東、西とも同じ）

桁行 柱真々 一三・〇四四m (四三・〇五尺)

梁間 三・三三m (一一・〇〇尺)

面積 四三・四三七坪 (一三・一五四坪)

構造形式（東、西とも対称）

桁行五間、梁間二間、一重、切妻造、銅板葺、中央で樓門に接続。

布石、方柱、地長押、足元長押、窓下腰貫、内法長押、舟肘木、丸桁、木舞打疊檼、茅負、裏甲、二重軒付、箱棟、鬼板、銅板葺、妻飾り板蓋股、破風、猪の目懸魚、正面樓門よりの間

菱格子窓、他は柱付連子窓内部引違硝子戸建、樓門側前の中間

木、足元長押、窓下腰貫、内法長押、舟肘木、木舞打疊檼、また

木、丸桁、木舞打疊檼、茅負、裏甲、二重軒付、箱棟、鬼板、

銅板葺、妻飾り板蓋股、破風、猪の目懸魚、正面樓門よりの間

菱格子窓、他は柱付連子窓内部引違硝子戸建、樓門側前の中間

木、足元長押、窓下腰貫、内法長押、舟肘木、木舞打疊檼、また

木、丸桁、木舞打疊檼、茅負、裏甲、二重軒付、箱棟、鬼板、

銅板葺、妻飾り板蓋股、破風、猪の目懸魚、正面樓門よりの間

菱格子窓、他は柱付連子窓内部引違硝子戸建、樓門側前の中間

木、足元長押、窓下腰貫、内法長押、舟肘木、木舞打疊檼、また

木、丸桁、木舞打疊檼、茅負、裏甲、二重軒付、箱棟、鬼板、

銅板葺、妻飾り板蓋股、破風、猪の目懸魚、正面樓門よりの間

と呼ばれる。總門は八脚門、四脚門が多く用いられ當神社も四脚門が總門となっている。中門は二重門や樓門があり、正面柱間が三間で中央が扉構で両脇間に隨神、仁王尊を祀りこれを三間一戸の樓門と云う。側面は二間であるが奈良法隆寺中門、東京増上寺三解脫門は三間である。法隆寺中門は正面四間二戸で門の中央に柱がある。大寺院になると正面五間三戸の樓門もある。その反対に規模の小さくした一間一戸の樓門も出来てきたが、上層部分は三間一戸の樓門と同じ柱間が三間であり、側面は二間である。寺の場合は上層部に梵鐘を釣つて鐘樓門をしているが、一間一戸の樓門は神社に多く見られる。

重要文化財に指定されている一間一戸の樓門は十棟ある。（般若寺は国宝）

当神社の樓門は左右に潛門を受け、東西廻廊と梁間が同じであり、一間一戸の樓門のため廻廊内側の前の間に隨神を祀つる安置所を設けている。東西廻廊は廻廊と云うより床を張った長床としての用途に使用されている。切妻造の破風の曲線、懸魚等は本殿、拝殿、樓門と全く意匠が同一であり、同時に建立されたものである事が樓門との関連および意匠手法により判明できるのである。東西廻廊は附屬建物として、幾分簡略されてしまうが地長押、足元長押、内法長押、舟肘木、木舞打疊檼、また内法天井まで同一の化粧粧、繫虹梁に板蓋股を有しており、昭和四年側廻り間仕切を整備し銅板葺に改めているが、社殿正面の樓門と接続して全体の釣合、本格的手法等江戸初期の意匠を巧みに表現した非凡なる作品である。

樓門と関連ある東西廻廊、潛門を一体にして、重要文化財に

二、沿革及び特長

東西廻廊は、本殿、拝殿、樓門と同時に建られた（寛永十二年一六三五）一連の社殿構成をなしているものである。

通常建物の主要部分の正面に中門が建られ、外郭の門は總門

県別	名 称	建 立 年 代	桁行×梁間寸法(m)
奈 良	般若寺樓門	文永年間 1264~1275	4.94 × 3.85
"	長岳寺樓門	2階平安 1階室町	3.73 × 2.63
"	石上神宮樓門	文保2 1318	4.45 × 3.44
山 口	今八幡宮樓門	文龜3 1503	3.91 × 3.92
栃 木	木幡神社樓門	室町	4.24 × 4.02
和 歌 山	天満神社樓門	慶長10 1605	4.59 × 3.94
奈 良	春日大社本社中門	慶長18 1613	4.24 × 4.24
京 都	石清水八幡宮樓門	寛永11 1634	3.53 × 3.33
群 馬	貫前神社樓門	寛永12 1635	3.939 × 3.33
愛 媚	伊佐爾神社樓門	寛文7 1667	3.50 × 3.94

指定し全体の環境、社貌を維持保持すべきところ、中央の樓門のみ指定したことは、露払い太刀持のいない横綱の土俵入のようで昭和五十年の文化財保護法改正の主意に反することと思われるが、文化庁の決定したことであつたしかたがない。

安田 昭二

貫前神社本殿一棟

桁行三間、梁間三間、一重二階、入母屋造、妻入、向拝三間、檜皮葺、単層

附 棟札 一枚

造立寛永十二年乙亥霜月廿一日の記があるもの
再興元禄十一年戊寅年九月七日の記があるもの

指定理由

社伝によると、安閑天皇元年（紀元二十九、西紀五三二）の創立で其の後屢々造営あり、現在の社殿は、寛永十二年十一月二十一日（一二九四〇一二六三四）徳川三代將軍家光の再建にかかるものである。工匠は鈴木近江守長次と木原李介美久の両名であることが其の棟札によつて知られる。後元禄十二年九月七日（寛永十二年、後六十五年）五代將軍綱吉が修理を加え、近く昭和四年には屋根の葺替、彩色漆の塗替をなす等大修理を施したので、旧に勝る壯麗さを見るに至つた。

其の構造は入母屋妻入で向拝があるのは神社建築としては一つの

変態で内部は上下二層の構造で上層に神座を置いてあるのは特に珍らしく一貫前造といわれる。構造装飾共に徳川時代初期の華麗な特質を表わしている。

棟に千木、堅男木を置き總円柱である。佐藤佐氏はその著日本神

社建築史にこう述べている。「本殿階下階上共に脇廊本殿貫前造（入母屋造）大社造と同様心の御柱（径一尺）あり、心の御柱は階上に貫く。階下の長さ七尺。二手先、二重棟鼻隠塗金、千木（又）勝男

木（五支）千木内削、風切二。勝男木一円に彫る。懸魚一三巴」を打

ちその下に牡丹型六葉を開く。妻飾は牡丹に獅子を彫刻し、棟束の向つて右に階上の明窓あり、格天井草花を配し、欄間に鳳凰を刻み日光廟を勞隠せしむ。明治四年修理の際本殿の彩色を剥ぎ取りしに、

中より寛永当時の彩色現れしにより之を復原す。漆は「二十五回塗」云々。

当社の祭神は経津主命で、他に配神一座あり。比売神ならんと謂われている。昭和三十一年一月十一日に寛永十二年と元禄十一年の棟札が追加指定された。

当社は延喜式内の神社で、当國一之宮として、全国有数の古社であり、式年遷宮の古制、幾多の古神事を伝え、且国宝古鏡鑑を蔵している。

貫前神社拝殿楼門追加指定説明

貫前神社

拝殿 横門 二棟

附 棟札 一枚

群馬県富岡市一の宮 贯前神社

貫前神社は延喜式で名神大社に列せられ、古来上野国の一の宮として崇敬されて来た。現在の社殿は寛永十二年（一六三三）に徳川家光が造営したもの（注1）、本殿が重要文化財に指定されている。拝殿は墨書によつて（注2）寛永十二年に建立されたことが明らかであり、また、拝殿も様式手法からみて、同時期のものと考えられる。建立後、社殿は元禄十一年（一六九八）に修理され（注3）また拝殿は延享二年に屋根葺替修理が行われている（注4）。

拝殿は桁行二間、入母屋造、正面に軒唐破風を付け、梁間三間、檜皮葺とする。方柱上出三斗を組んで各間に幕板を引き、軒は一軒半繁垂木、木舞裏とし、妻は又首組とする。四面には切目縁を廻し、柱間装置は正面中央間が浅唐戸、背面三間が格子戸引違であるほかは、中敷居入り舞良戸引違である。内部は拭板敷で、天井は出桁を廻し、格天井を張る。内外とも内法長押、桁間に極彩色を施し、ほかは全面に漆を塗る。

横門は下階が桁行一間、梁間二間で、組物は二手先とするが、桁行は三間分を備え、正背面中央に幕板を入れる。上階は桁行三間、

梁間一間で、梁間の寸法は下階より小さいが、桁行は同寸である。

正背面中柱は方柱で、柱間安置は正面兩脇間が連子窓、背面中央間が板唐戸のほかは板壁とする。三手先、二軒繁垂木、屋根は入母屋造、妻又首組、銅板葺とするが、もとはこけら葺であった。なお、全面に漆塗を施す。

拝殿及び樓門は本殿と同時期のものであり、社殿の一環として重要である。幕府の造営した建築であり、質もよい。

注 1 本殿棟札（附指定）による。それによると、大工は鈴木近江守長次、木原木工尤義久である。

注 2 〔墨書〕（上階東側面北の間頭貫内面）

口、寛永拾弐年、亥ノ九月吉日、津国大田郡内、郡山村住人、山中八兵衛（後略）

注 3 本殿棟札（附指定）社藏文書「上州一宮御修覆元禄十一戊寅年正月十一日新立」などによる。また、樓門には上階西側南の間通肘木内面に次の墨書がある。

元禄十一戊寅年 大奉行 池田新兵衛 役人

山本嘉平太 杉山彦助 大館伊兵衛 清水勘右衛門
伊藤清兵衛

〔拝殿棟札〕（附指定）

尖頭形 縦高八二・〇センチメートル、肩高七九・〇センチメートル、上巾一三・六センチメートル、下巾一〇・七センチメートル

（表）奉納建日抜鉢大神宮御拝殿御武運長久御棟札
攝州四天王寺聖徳太子、藤原家次臣椿皮大工

星根方棟梁、江戸本八丁堀一丁目、田中久兵衛家豊
延享二乙丑八月吉詳日 大宮司一宮民部穀部豊郷
御屋根御修覆

（裏）奉獻上三物發句

木犀の香そ神さひぬ修覆哉 田中家春

三寸に紅葉や悦びの色 竹内昭葉

千代の秋万歳樂の声質しく 尾崎光久

江戸中橋桶町壱丁目屋根方仕手

田中豊藏家春、内山庄五郎

式丁目板粉方仕手

矢代権八郎、坪田十右衛門

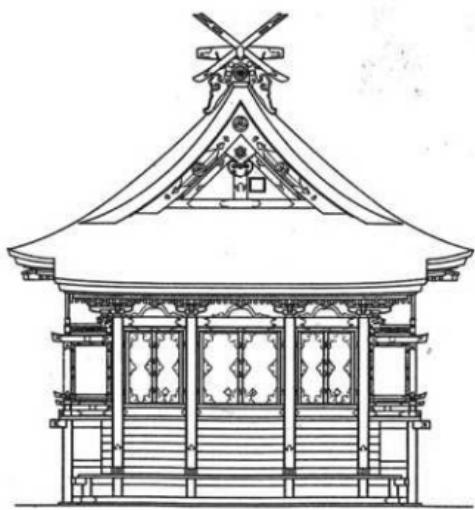
大工方仕手 辻長三郎、片桐勘助

木挽方仕手 田中源兵衛、

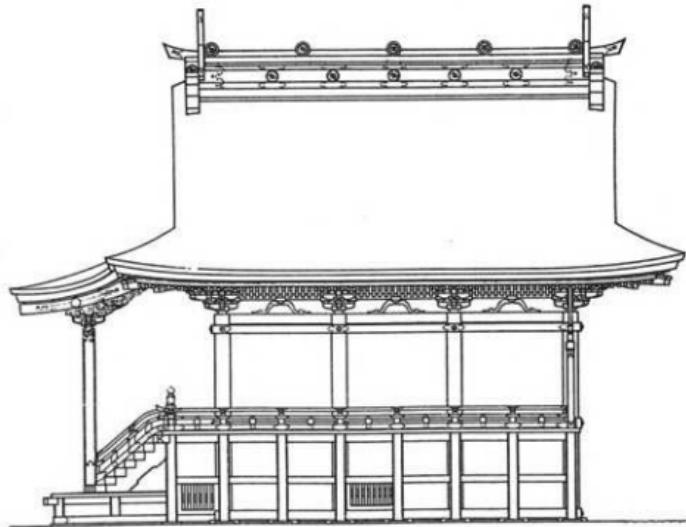
後所三左衛門、横田小兵衛

当所一宮下町大工 笠原九兵衛、

信州海瀬、高橋嘉平次

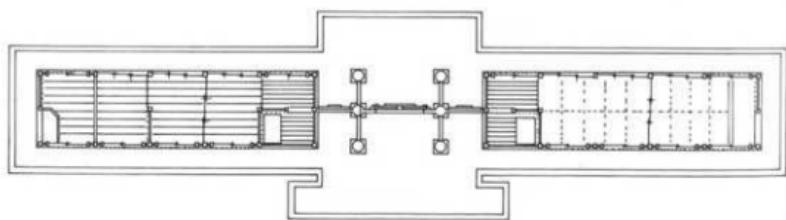
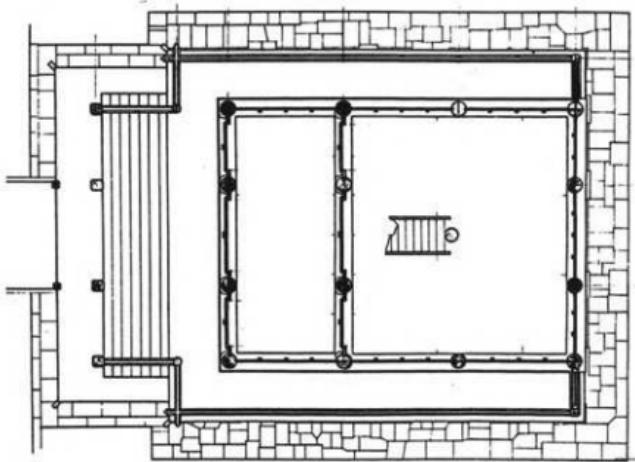


貴前神社本殿正面図

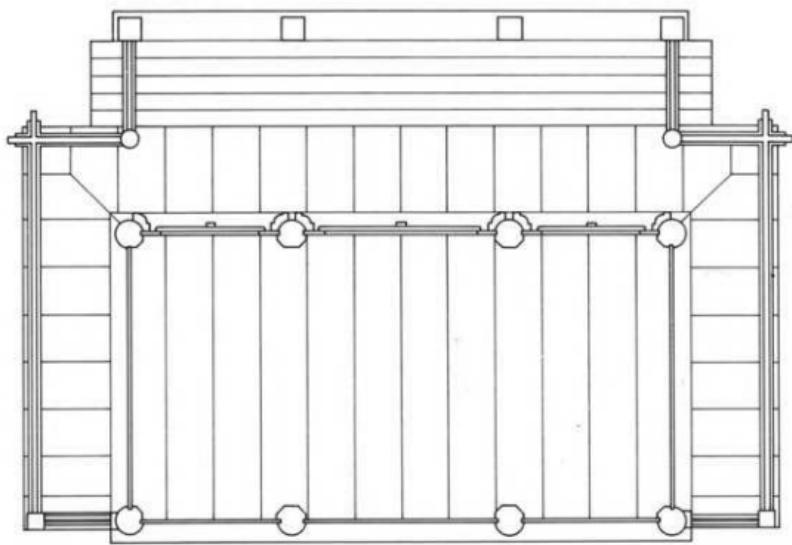


貴前神社本殿側面図

貫前神社本殿平面図



貫前神社樓門平面図



貴前神社境内日枝神社本殿平面図

貫前神社の祭礼行事について

のものは、管見の限りでは延宝八年（一六八〇）のものである。それには次の如く記録されている。

- 一、正月朔旦供餅申刻供膳膳神樂之行法至夜獻雉子饗御酒
三日水的之行法申刻供御膳

- 二、二月初申日戌刻御戸開祭御供七十五膳供内殿成日丑刻鎮之行
法

- 十五日簡粥之行法

- 一、正月終之亥日入神事子日迄二七日止鳴器之音禁惡吳從丑日至
未日七日之中毎日祭末社其間御ト焼之行法鉢山祭

- 一、七月七日御戸開祭御供九月七日午刻鎮之行

- 一、三月三日朝供草餅獻御酒神樂

- 十四日舞童

- 一、五月五日朝供膳神樂申刻流鏞馬

- 一、六月晦日名越祓

- 一、七月七日御田植祭

- 一、九月九日朝供御膳神樂申刻流鏞馬

- 一、十一月終之亥日入神事如正月之祭法

- 一、十二月初之申日御戸開如一月之祭法外御機織之祭神明祭之神
樂有之

- 一、毎月朔日十五日二八日供御膳

- 延宝八年

右の史料に見える祭礼行事は、恐らく当時における貫前神社の主要行事であったであろう。現行の祭礼行事もこの中の大部分のものが踏襲されて行なわれている。現在知り得るところの貫前神社の祭礼行事に関する資料の最古期より現行の祭礼行事に至る変遷には大幅な変化はなく、主要行事は大むね江戸時代より執り行なわれてきたものを踏襲してきている。江戸時代の資料に見えない祭礼行事は明治維新後の、明治政府による神道行政において官制の祭典として祭祀されたものが大部分である。現在知り得るところの貫前神社の祭礼行事に関する資料の最古

始終知り得る資料として「貫前神社年中御祭典行事私記」（註1）

がある。これは明治七年（一八七四）十二月二十四日より同十年二月八日までの三ヶ月間にわたって貫前神社の主典として神社に奉

仕した長野県出身の士族友成道信によって記録されたものである。

友成道信は貫前神社に奉仕するかたわら、明治維新來明治政府の手によつて神社の諸制度が次々と改革、整備されていく中において、その改革のさくさくにまぎれて、從来伝承されてきたところの数多く

の祭礼行事が内容を変革されたり、廃止の憂目にあつた状況をつぶさにみて、少くとも貫前神社においては明治七年当時まで執り行なわれていた祭礼行事を實に徹底して後人に残したものである。その結果、貫前神社においては、官制の祭典の他に後述する特殊神事に見られる如く、古来からの多くの祭礼行事が明治初年に廃止の憂き目にあつことなく、今日に伝えられることになったのである。

この書の草稿には後人が朱書きにて

明治八年当社社家の行ひ來りし伝來祭式を見聞して草稿したるもの

のなりと云い伝ふ

と記しているが、まさしくこの書は貫前神社の伝來の祭礼行事を子細に記録している点において、同神社の祭礼行事を考える上において重要な価値を持つものである。

次に前述の二つの史料の空間を埋めるものとしては、明治四年（一八七一）五月十四日の太政官布告による「神官ノ世襲廃止ニ關スル件」が出されるまで、貫前神社の神主であった尾崎家（註2）に家蔵されている嘉永七年（一八五四）の「年中行事」（註3）と年号を欠く「御社頭并如本地仏勧向書上帳」がある。前者の年中行事は

嘉永七年

年中行事

とある。その内容は當時における貫前神社関係の年中行事について、尾崎家の者が手控として書きとめたものである。この書は再三加筆がなされており、その新しいものは明治十六年（一八八三）と記してあるので、少なくとも当時まで使用されていたものではないかと考えられる。

後者の御社頭並御本地仏勧向書上帳は年号を欠くとしたが、その記されている内容を子細に検討すると、嘉永の年中行事の記事に見える小幡志摩（註4）の名前が見えることから推考して、嘉永の年中行事とはほぼ同年代に尾崎家の者により、當時における祭礼行事、その他の勧向について記録されたものと考えられる。この書の中で特に注目されるのは、この書が、

右元禄己來勤ニ來之勤「數文字欠」前有之通ニ候事

と記されていることよりして、嘉永年間當時執り行なわれていた祭礼行事の動向の次第を単に記しているのみでなく、その内容は古く元禄年間より行なわれていたものが踏襲されてそのままに記されているということである。貫前神社の祭礼行事を考える上においては、前掲の貫前神社年中御祭典行事私記と共に貴重な資料といえる。また、この資料には、貫前神社において十三年に一度の申歲に行なわれている式年遷宮に関しての動向が次の如く記されている。江戸時代における貫前神社の式年遷宮の様相を知る上において興味深いものがある。

一、御仮殿御上棟十三年壱度
十一月之勤向吉日を撰仕候、ひる正八つ時出勤七ツ半頃帰宮仕候、
供頭老人、添供老人、侍駕籠脇共六人、徒三人、押武人、同心四
人、鍵先箱長柄等そへ可持「欠」御仮殿御門の地「數文字欠」左
り之方え駕籠付此處にて下乗詰所へ相越申候、且下社家共一同并
ニ家來徒侍供頭迄何レも麻上下着候ニ付、兩家は長袴着仕候。

今日之席 大宮司 幕

尾崎 幕

右御上棟勤方并ニ供送共之大宮司と同様ニ御座候。「欠」勤不同退
出は大宮司「欠」尾崎先ニ御座候。

御社頭并ニ御本地仏勤向党

一、御遷宮十三年ニ壹度申年十二月申日翌酉之二月申日、古ヘハ寅
年申年七年ニ有之候、右夜五つ時出勤、同夜七つ時より七つ半過
迄ニ退出奏者老人、外下社家七八人より拾人位迄、其外「二字欠」
高張挑燈八張、箱提灯六張、弓張提灯八張、内式「押」之提灯、大
刀持老人、供頭老人、徒四人、侍駕籠脇共都合八人、押武人、同
心六人、先箱長柄鍵等迄可持、御懃門之地「數文字欠」左リ之方
え駕籠付、此處ニおろて下乗、夫より御供所え罷出ル、其時尾崎
出勤之御太鼓を打、夫より御轄「欠」出候、御供所、御台所より
兩家一所へ出ル、尾崎左リ大宮司右ニて并寄行申候、不明御門よ
リ両家共御神馬之御手つなを持、凡武三間持申候、夫より下社家
「欠」為渡申候、夫より御懃門「欠」前おろて両家縁台「數文字
欠」手を洗、「數文字欠」次ニ御神馬をき、「教文字欠」身を「數文

ムシロ	足付之
クツヌギ	御神馬
ムシロ	御神馬
クツヌギ	御神馬
ムシロ	足付之
クツヌギ	御神馬
ムシロ	足付之
クツヌギ	御神馬

尾崎

大宮司

ムシロ	足付之
クツヌギ	御神馬
ムシロ	足付之
クツヌギ	御神馬
ムシロ	足付之
クツヌギ	御神馬
ムシロ	足付之
クツヌギ	御神馬

身きよめのちに手ふき共ニ四つ足之高台へのせ両家之奏者役之も
の并持參之両家之前へすゑ申候、水井ニ清めの祓は奏者祝持參致
也、身清め相濟、御本社へ出勤是迄は家來共一同召連申候、夫よ
り御祓を勤め御祓中半ニ下御内陣中御内陣之御とひらを開き追々
御幸之御用意正八つ時と相成、御社内は勿論町方迄一同火をしめ
し無異目をとぢ、御本社より御仮殿迄御通り筋へむじろを敷也、
其時ニ至て両家御上段え登り御神体之御供仕御仮殿え御幸、且又
御幸之御先「數文字欠」御大刀、御円座持參、是は両家之伴共之
勤る御役也、社役人大祝は御きちやうを持其外之下社重候者御
まんを持其余之下社家一同御ひやう風（屏風）を持右の御まん御
ひやう風之内御通被過候御跡より御供仕候者ハ両家之供頭茂木氏
斗ニ候事、但シ御きちうハ両家御上段よりおまかし、社役人大祝
え相護、御通り前後へ為持申候、御用相勤候者は一同白布ニテ目
隠し致候、尤両家は供頭茂木氏と同様目隠し為致候、両家は御供
仕候故目隠し不致候、両家は檜木より火をもみたし、其火を以飯
をたき、行水を致し七日之間昼夜潔齋、婦人は勿論潔齋不致者之
更に對面不致一間ニ引籠り衣類を初めなへかま其外夜具疊等ニ至
迄都而新ニ致申候、火をもみたし候ニ「數文字欠」若もの五七人
も無之ては「數文字欠」なり不申、是は下社家「數文字欠」何レ

も七日之「數文字欠」

(付箋部分)

一、御神秘之義は「子相伝にて『數文字欠』子兄弟たり共一切語候事不相成、嫡『欠』たり共弥御用相勤候節御上段之上り候時ニ無之ては伝不申、依之早世儀致候得は神秘家ニたへ申候、其節は両家之内より相互ニ伝候事ニ文様元年ニ書付取成申候下社家儀は輕き御役勤候ニも一同神文を取、燈消候後之義は親子兄弟たり共一切語り不申事ニ相定置候、別て御神体之御供は両家之外更ニ供候者無之子相伝不成類御勤事ニ御座候以上

飯たき水くみまで「數文字欠」其外提灯持陸等ニ至「數文字欠」

方ニ召連候者一同潔斎致「數文字欠」供方へ大小上下等迄都而新

「數文字欠」候事、且又下社家并ニ供方之者ハ火くち火にて潔斎檜木火は両家斗ニ候事、両家へ着服はじばん帶等に至迄不残白衣但シカリ衣賀等は白麻ニテ仕立申候、何レ之官ニ候共両家同様之装束着相勤成候、下社家共は色付之装束着致成候、奉供之節はわらじはき申候、衣類わらじ儀候ニモ何レも潔斎之上仕立申候、御幸相済七つ時分七つ半頃迄二首尾能退出、且出勤退之節両家之下社家一同平伏、其節奏者祝尾崎退出之御太鼓打候と直ニ退出、夫より大宮司退出之御太鼓打則大宮司退出、両家之出勤退出之節御太鼓打候は両家之出退宮中へしらしめんがため也。

一、妻子并ニ供方之者御幸を押し候ニ御本社と御拝殿之「數文字欠」

御渡殿へ下タ御玉垣之内え相詰奉拝候、其節彼の御場所え幕張申候、尤尾崎上之大宮司下にも候事、右奉供之節勤方并ニ供連等迄大宮司と同様に候事。

一、御小座敷十一月并ニ翌二月

右暮四つ時出勤、是は御遷宮より一日前ニ候事御上段え登り明晚御神体被受候、御用意致せ也、外ニ別段御用向無之事故「數文字欠」退出、且出勤退出之節両家之下社家一同平伏、奏者祝尾崎退出之御太鼓打直ニ退出、夫より大宮司退出之御太鼓打是又直ニ退出、且又供廻り之義は五日「數文字欠」提灯無之、其外は明晩之「數文字欠」召連相勤可申事。

以上四点の資料は貫前神社の祭礼行事を知る上で、基本かつ重要なもののである。この他には尾崎家の家藏になるものとして次の二点がある。

○安政四年の当御社年中行事
○元文元年の神勤向書上帳（写）

貫前神社の祭礼行事は右の料科ではほとんど、その内容を知り得ることができる。そこで、江戸時代から現行の祭礼行事に至る変遷過程を知る意味において延宝八年、安政四年の当御社年中行事、文久元年の神勤向書上帳の資料を除いて別表のとおり一覽表にまとめてみた。対比の上その変遷を理解していただければ幸甚である。なお、これら資料の詳細な考察は後日に期したい。

神保佑史

註 1 国幣中社貫前神社特殊神事（昭和十六年発行）に収められて

いる。

註 2 現在、前橋市紅雲町に所在する。尾崎家の当主は尾崎利雄氏である。

註 3 原田敏明氏より採録され「拔鉢大明神年中行事」の仮題がつけられ、同氏監修による「日本祭礼行事集成第四卷」（平凡社発行）に収められている。

尾崎家と同じく貫前神社の神主家である。

貫前神社祭礼行事一覧表

現行の祭礼行事		(新暦)	貫前神社年中御祭典行事私記	(旧暦)	嘉永七年年中行事	(旧暦)	御社頭并御本地仏勤向書上帳
一日 元旦祭	新年の賀詞奏上。氏子總代、世話係參列して奉仕。上野国一宮年中行事祭礼記写(以下祭礼記)に「供餅」とある行事に相当する。神饌は古来のままに奉る。	一日の式(延宝式は供餅)	午前第六時神官一同御供所に至る。次に禰宜御幣を持ち、禰宜御幣を持ち、禰宜御鉢を持ち、禰宜御幣を持ち、禰宜御鉢を持ち、各昇殿す。御鉢御幣は直に御神前の案上に奉り、食積は坂に御饌棚に置く。次に着座。次に神饌を奉る。次官以下伝供す。此間社伝の樂を奏す。次に長官祝詞を奏す。再拜拍手。次に大官以下拝礼。次に同官神饌を撒す。此間社伝の樂を奏す。鏡餅、斗餅、舛底、食積、串柿、昆布は七日まで拝殿の便宜の所に案を設け案上に供置く。次に各退座。次に長官以下一同末社を巡拝す。此日末社に鏡餅を奉る。	元日御備上ヶ当番者勤之 同明六半時出仕	元日御備上ヶ当番者勤之 同明六半時出仕	年中行事始	元日
二日 日供始祭	年初に當り国家と民族との本源を回顧し、感謝の意を捧げ、元始祭の隆榮を祈願する。明治八年より行つている。	三日 元始祭	即刻帰館年徳神江御拝有之 次二衣服改益并雜煮玉フ出産	御奏役 社家 同断	峰岸筑後正 田島伊織 上原左近 高橋泰藏	御奏役 社家 同断	出勤前正七つ時御備獻「數文字欠」是下社家之者奉備候「數文字欠」宮より御社頭迄は順番「數文字欠」當番之者持參。下社家之渡済申候。大宮司にも同様之事。
同刻帰館	同	同	同刻 年徳神 御本地堂 御備獻	正六つ時出勤奏者老人但し、「欠字」外ニ下社家三人、太刀持老人、草履取右召連出勤、御勤相濟御神酒を下る。長柄の蝶子御益奏者祝持參。両家之前へすへ其儘三拝頂戴仕候、且出勤退出之節両家之下社家一同平伏、并ニ奏者祝御太鼓を打、是は両家の出勤宮へしらしめんがため也、「其節は一同平伏仕候、但シ下社家」且出勤不同、退出は尾崎先、	上下着	上下着	出勤前正七つ時御備獻「數文字欠」是下社家之者奉備候「數文字欠」宮より御社頭迄は順番「數文字欠」當番之者持參。下社家之渡済申候。大宮司にも同様之事。
衣服改御膳玉フ出	同	同	御奏役 峰岸筑後正 田島伊織 上原左近 高橋泰藏	正六つ時出勤奏者老人但し、「欠字」外ニ下社家三人、太刀持老人、草履取右召連出勤、御勤相濟御神酒を下る。長柄の蝶子御益奏者祝持參。両家之前へすへ其儘三拝頂戴仕候、且出勤退出之節両家之下社家一同平伏、并ニ奏者祝御太鼓を打、是は両家の出勤宮へしらしめんがため也、「其節は一同平伏仕候、但シ下社家」且出勤不同、退出は尾崎先、	上下着	上下着	出勤前正七つ時御備獻「數文字欠」是下社家之者奉備候「數文字欠」宮より御社頭迄は順番「數文字欠」當番之者持參。下社家之渡済申候。大宮司にも同様之事。

である。

七日 七草粥式

七草粥を獻る。祭礼記に「供

粥御酒神樂之法」と見える。

七日 巫射行事

七草粥式に統いて行なわれる。

祭礼記の「生弓矢生太刀之神

事」に相当する。災厄を祓う

神事であり、特に子供の無事

生育の信仰があるということ

である。鬼追行事ともよばれ

ている。

十二日 鎮火祭

一宮町内の防火守護の祭りで

ある。当日氏子の各戸に神札

が授与される。(なお、当日

氏子は趣向をこらした屋台を

町内毎に出し巡行する。屋台

は巡行地点の神社の総門前で

修祓を受ける。近年祭日は十

二日に近い日曜日に行なわれ

ている。

十五日 簡粥神事

小豆粥を奉り、この粥で煮た

同日午後第一時 夕御饌(延宝

式申刻供饗膳)

各昇殿着座。次に次官机を長

官の前に設け御飯を置く、長

官細き紙を取りて御飯を覆ひ

たる紙の巡りを結び拍手す。

次官御飯を本所に納む。次に

大官以下神饌を伝供す。此間

奏樂。次に七ツ皿を次官に献

る。長官渡殿に至り東方に西

に向ひて着座す。次官長官の

前に机を設け、七ツ皿の台を

机上に置く。弥宣二名長柄銚

子、提銚子を採り長官の傍に

着座す。長官拍手し台の木皿

壺ツ採り上げ酒を酌む、

七ツ共に同じ、七ツ共酌畢れ

ば次官之を神前に献す。二台

共に同じ、舉りて次官机を撤

す、弥宣本所に復す。次にヲ

ケホケ。此間樂を奏す。次官

木皿と箸の設けある台を採り

長官の前に置く、彌宣二名長

柄銚子、提銚子を採り、長官

座ス

同夜小幡志摩方ニ両家無事長
久之祝儀有之 差樽毫荷送

名代 杜家勤之

上下着

侍

当番者勤之

草り取

当番者勤之

羽織袴着

丁ちん持 召仕中間勤之

今日玄関番杜家勤之

二日朝六ツ時出仕 元日朝二同

同夜誦初社中一同相詣作法

峰岸筑後正差園之重役者四人

右御行事ニ加ル

詠役 鈴木忠五郎勤之

御鳥役 高橋泰勤之

小幡志摩名代差樽毫荷持參ス

之 時中間等造酒肴物等ヲ

玉フ 万端間ニ合候上出座

当日玄関番杜家勤之

三日明六ツ半時出仕元日同

同日九ツ時出仕元日同

峰岸筑後正於御飯家残而勤之

尾崎退出之御太鼓を打直ニ尾
崎退出、夫より大宮司退出之
御太鼓を打直ニ大宮司退出。
右今朝勤方供連共大宮司と同
様ニ候事。

同日九つ時

右九つ時出勤、御膳を献御渡
殿ニおろて長柄之蝶子ニテ御
盃を下る、蝶子并ニ御盃共六
人「欠字」ニ下杜家持參、兩家
之前へすゑ其儘三押頂戴仕候。

尤尾崎左リ大宮司右ニ御座候

出勤退出之節兩家之惣杜家一

同平伏并出退之節奏者祝御太

鼓を打、且又供廻りは朝と同

様ニ候事、出勤不同退出大宮

司より尾崎先ニ退出跡より直

ニ大宮司退出。

右九つ時勤方供連共大宮司と

同様ニ候事。

葦筒を供え、農作物二十六種

の豊凶を占う。祭礼式には「簡

第之行法」とみえる。

二十日 郷村安全祭

神社の氏子総代が参列して、各氏子の町内、村内の安全を祈願する。祭典終了後総代の新年の初会合を行なう。

の傍に座す。長官拍手して木

皿を台より採る。禰宜長柄にて長官の持ちたる木皿に酒を

酌む、長官木皿を左手に持ち

右手に台の箸を取り木皿の酒を箸につけ台の上三處に酒を

つけ箸を台に置き両手にて木

皿を持ち禰宜又長柄にて木皿

に酒を酌む、長官前の如く台

三處に酒をつけ又禰宜長柄に

加を合せ長官の持ちたる木皿

に酒を酌む、長官前の如く

三處に酒をつけ畢つて箸と木

皿を台の上に置く、次官台を

本の所に復す、禰宜本所に復

し長次官本所に復す。次に長

官祝詞を奉す。再拜拍手。次

に次官以下拝礼。次に同官神

譲を撤す。此間奏樂。次に直

会。次に退座。

奏樂の譜ひ
みきもの、あじあい
ありてよきこときこ
しめせとまをす。

当日玄関番社家勤之

四日明六ツ半時 三会寺

連珠寺

五ツ時 弥勤寺

四ツ時 大重院

右四ヶ院共二年五持參玄関迄

出且玄關番挾拶ヲ以拂ル不

送

同日九ツ時 神宮寺

右者社僧ニ付対面酒吸物出即

刻拂ル自身不送玄關番送

当日玄關番社家勤之

五日夜五ツ時御本地御日待 御

まんたら有之 年男勤之

御経誦誦 神宮寺大重院勤之

御祭番之社家峰岸筑後正御堂

江相詰御祭初候節自身出仕

当日玄關番當番者勤之

六日幕六時出仕如常 且同夜七

種拍手年男相勤之

当日玄關番當番者勤之

七日正六ツ時御備下 当番者相

勤之

同刻出仕御かいヲ下る

今日御渡殿之席

ゴザ

大宮司

尾崎

一同夜志摩守宅ニおるて「尾

崎大宮司両家之無事長久を祝

次第第一々共」両家睦敷御神

忠一二司奉、守護之贊「欠字」

仕候、尾崎は相様其節尾崎よ

リ差樽乞荷持參、待毫人、草

履取毫人召速罷越申候、長柄

之蝶子御對重組之益拾組両家

之前えすへ両側ニ重置候、下

社家かわ武人ツ、四相併修「數

文字欠」馳走有之候、大宮司

より尾崎「數文字欠」肴を參

らせ候得は高「數文字欠」詰

下社家致候可尾崎「數文字欠」

大宮司之肴參らせ為「數文字

欠」「此處何と詫應方有之

哉」尚又詰致申候三者の處「二

文字欠」相済、尚大宮司より

尾崎之肴「欠字」て其時千秋

樂之詠「數文字欠」

同日夜に至りて獻雉子賛御酒、午後第七時長官の宅に於て斬薙を敷き机を設け澄火を奉る。次に長次官膳宜以下四名左右に座す。次にヒキオトシを六名の前に置き、三々九度の盃あり。次に雑煮を置き、三々九度の盃あり。次に長次官祭服を着す。次に雉子と金箸包丁を載せたるマナ板を机の前に置く。マナ板の左右を二人して持ち一匝して机に向ひ一拝すること三匝、三拝す。畢つて机の前にマナ板を置く。次に長次官マナ板に向ひて拝礼。次に膳宜以下一名金箸を左手に採り庖丁を右手に採り雉子を料理す。次に長官以下マナ板に向ひて拝礼。次に雉子を撤して熱る。次に煮たる雉子を木皿に盛り机の上に奉る。次に御酒を奉る。次に謹を唄ふ。次に雉子と芋ガラの吸物を置き前の如く三々九度

御奉役	峰岸筑後正	即刻番館社中一同江七種之か いヲ玉フ	同六ツ半時かねがやつへ出駕先箱鑓番笠弓矢等迄持之惣供	同日四ツ半時尾崎山光明院年頭家来大勢召連上下共ニ酒肴十分玉フ自身对面ス九ツ半時返ス用人并ニ玄関番送ル自身敷居之側迄送ル	取持方用人	峰岸筑後正勤之	峰岸筑後正勤之	尾崎之方大宮司	尾崎之方大宮司	御奉役	峰岸筑後正
社家	田島伊織							蝶子かへ	蝶子かへ	誦役	誦役
侍	上原左近										
	高橋泰藏										
	上下ヲ着										

二日

寿ニ候事下社家名代ニ遣候事も席同様之事、且供廻りは玄関ニおろて下社家取馳走有之候、右御神体守護之事共大不申候、右今朝勤方并ニ供連共大宮司ニおろて寿「欠字」取扱候。

今晚之席	大宮司	蝶子かへ	誦役	峰岸筑後正勤之	峰岸筑後正勤之	峰岸筑後正勤之	峰岸筑後正勤之	同夜	同日八ツ時自身年頭ニ出向	同断	田島伊織勤之	同日八ツ時自身年頭ニ出向	同断	上原左近勤之	同日八ツ時自身年頭ニ出向	同断	田島伊織勤之	同日八ツ時自身年頭ニ出向	同断	上原左近勤之	同日八ツ時自身年頭ニ出向	同断	田島伊織勤之

侍四人進物番老人鑓箱等ヲ持侍出来候。

斯

の盃あり。次に神饌を撤す。

峰岸筑後正相勤之

今晚之席

大に退座。

七ツ半過場館右一同江一飯ヲ

大宮司 蟻役
尾崎 蟻子かへ

三日正午十二時 昼御饌

玉フ 今日玄関番社中之者両三人罷出相勤ル

(延宝式申刻供御膳)

同日九ツ時 大学院

官細き紙を探りて御飯を覆ひたる紙の巡りを結び拍手す。次官御飯を本所に納む。次に次官以下神饌を伝供す。此間

十四日四ツ時社家井百姓一同罷出まい玉かいだれ等ヲ招諸神

右之晚之祝ひ大宮司と「數文字欠」候事、家来も尾崎召連

奏樂。次に七ツ皿を次官獻る。次にヲケホケ。此間奏樂。式

一日夕御食の如し。次に長官

候と同様ニ召連申候。

祝詞を奏す。再拜拍手。次に

次官以下拝礼。次に同官神饌

正六つ時出勤、一日朝と同様

を撤す。此間奏樂。次に直会。

諸仏供、且まい玉者召仕者

ニ候事、右今朝も都而大宮司

同日夕御食の如し。次に長官

招置九ツ半時相濟而一同江造

同様ニ候事。

酒ヲ玉フ、且門内之松井ニく

正九つ時出勤、元日之登と同

年男出向

同日正午十二時出勤、元日之登と同様ニ候事。

同日午後第二時一水的

松同断之事

正八ツ時

同日午後第二時一水的

松同断之事

正八ツ時

各昇殿着座。次に祝詞を奏す。

正八ツ時

奏者役之社家老人御門前二お

次に主典二名弓矢を探る。昨

正八ツ時

此弓ニ用候事等は昨年御申開

十二月初申御戸開神事の節御

正八ツ時

之節より數度之重き御神事ニ

機織の行事に用ひし桑の弓に

正八ツ時

相用、今日大祝唱弓ニ拝申候、

七五三の筋を付け、矢も同時

正八ツ時

とも右御役之者拝申候。

十五日朝六ツ時出仕如常

殿に置く。次に主典一名的を採る。次に長官以下殿を下り御惣門に至り並立つ。次に糸宣一名並び御惣門の西方に立ち、主典弓矢を採りたる者同東方に立ち弓矢を糸宣に渡す。

次に主典的を御惣門外に立つ。次に糸宣一名進み的に向ひて居敷き、的を射る各一手宛。

次に主典射発ちたる矢を採り糸宣に渡す。次に糸宣又的を射る各一手宛。次に主典矢を採り的を採りて退く。次に長官以下の矢の罠中を見て当年の早水を判す。次に長官以下御惣門より退き拝殿に復座す。次に各退座。

五月午後第七時

末社月読神社祭

正權宮司の内壱名、正權弥宣の内壱名、主典一名、月読神社に昇殿着座。次に弥宣以下神饌を伝供す。

神饌品目 洗米、二器、一台

之、且近年小幡志摩方ニ而者奉役并ニ社人之供己來當家にゐても御奉役可申付事
且御かいを下る今朝御簡替(粥)

侍 高橋泰藏上下着
左京当馬兩人江申遣候ニ來
ル未正月より御奉役ニ参り
可申様而人江申付候且籠行
義は御筒替り役致候間申
付不申候右御筒替役相勤不
申候節者同人江も可申付事
同刻燔館已刻御本地堂并ニ門
前之まつを引、年男勤之
廿八日如常
年男之義者順番ヲ以當番相当
リ候者去冬す私節より相勤
之

志摩守方ニても同様ニ「數文字欠」弓或「欠」の壱つニ候
壱つ「數文字欠」兩家ニテ射
申候、弓は尾崎「數文字欠」壱
張大宮司之方ニテ壱張右「數
文字欠」的共ニ早朝ニ持御神
前之「數文字欠」八つ時と相
成持參御門前ニおろて引目致
候、尤御門之方ニ向候て射申
候、右之弓は引目相済て兩家
之持參。

右今日之勤方并ニ供連共大宮
司と同様ニ候事。

五日
御本地仏御縁日

同夜五時御法会、侍式人草履取召連尾崎相詰申候、尤長榜用之事、御法会之式礼尾崎之年男御事相勤候、尤年男麻

的 上・下

弓

鏡餅二重、一台、串柿昆布一台、
酒二瓶

次にヲケホケ。次に正權宮司にて祝詞を奏す。再拜拍手。次に「まん、たり／＼やよねたりやたりやのじやうどのよねならばまいても／＼つきもせず」と唱う。次に禰宜以下神饌を撤す。次に直会。次に各退座。

七日 七種粥式

午前第五時禰宜一名、主典御供所に至り七種の若菜粥を炊き木皿に入れ飯に御食棚に置く。次に各昇殿着座。次に次官七種粥奉る。長官渡殿の中央に西方に向ひて横坐し、次官長官の前に机を設け木皿七ツ載せたる台を置く、禰宜七種粥の木皿に入りたるを持ち長官の傍に坐す。長官台の上の木皿を拍手して採上れば禰宜箸にて粥を盛る。七共に盛り畢れば次官神前に

上下着用、御経誦誦、神宮寺大重院大学院及分寺之内相頼為勤候、右御本地堂之義は尾崎屋敷之内ニテ尾崎一手之持故御堂付之寺院と申し無之事故尾崎より四ヶ院内壱両人相頼候事ニ候、右故頼候僧迄は「欠字」并ニ時義致候外御堂之義は神宮寺大重院之しんたいに候事、御堂廻り之垣詰「細字にて判読できず」一手ニて致候事、草等植候もさり候も星敷内ニ申付「數文字欠」六日暮六つ時右六つ時相勤侍老人年男老人草履取老人上下四人ニテ出勤、旦出勤退出之節兩家之下社家一同平伏、出勤不同退出「數文字欠」兩家一所ニ退出并歩行申候、御末社拝「數文字欠」御「近在之寺方勸化儀致候節御開帳中御堂之内貢候義も有之候得可存ニテ私方より書面取之貨申候尤御修復向之

奉る。二官共に同断、次に木皿に四角に切たる紙を數きたるを七ツ載せたる台を次官長官の前の机上に置き、備宜長柄銃子、提銃子を持ち長官のかたわらに坐す、長官拍手し台上の紙の敷きたる木皿を探上れば備宜酒を酌む、七ツ共に畢れば次官神前に奉る。二台共同じ、畢つて机を撤し各本座に復す。次にヲケホケ。此間奏樂。次に長官祝詞を奏す。再拜拍手。次に次官以下拝礼。次に同官神饌を撤す。次に直会。次に各退座。

同第六時 巫射

各昇殿着座。次に備宜二名子て拝殿に設けある弓矢を採る。次に各退下して御懇門を出、当町字坂井に至り金ヶ谷津を越え、神成村に至り、斜に烟を横ぎり、神農原村に在る鹿鬼の胸塚に至りて塚に向ひ備宜射ること一矢宛畢つて田島

義は大宮司と海合取斗申候。同様之事、尤尾崎左かわ「數文字欠」司右かわを歩行申候、提灯「數文字欠」尾崎之提灯左、大宮司之提灯右ニ為持申候。右今晚勤方大宮司と同様ニ候事。

七種

明七つ時元朝獻下候御備下げ、此御備は金ヶ谷相持參矢を取候者え遣候。

同

明七つ時出勤、奏者老人外二下社家三人刀持老人草履取老人提灯持老人、右召連相勤候、出勤退出之節兩家之下社家一同平伏且出勤退出之節奏者祝御太鼓を打猶又御粥を下る。尾崎之下社家えは先と被下候、相勤不同退出は尾崎先ニ退出跡より大宮司直ニ退出仕候。右今朝出勤大宮司と同様ニ候事。

村に至り同村にある醜鬼の首

塚に向ひて禦宣射ること前の
ごとし、畢つて本社に復る道
筋へ諸人拝見に出す、拝見の
人々へ御供を授与す。

行列 福宣弓矢採 長官以下順序

禦宣弓矢採 次に弓矢を本所に
次に昇殿。次に弓矢を本所に
納む。次に各退座。

十五日 御簡粥

手前第五時禦宣、主典各一名
御供所に至り筒を入れ小豆粥
を炊き筒を台に載せ御神前に
奉り小豆粥を木皿に盛り仮に
御饌棚に置く。筒は前日子て
革を長さ毫寸八分に切り、二
十六本麻にて編み巻き束ね置
き、赤小豆と粥の中に入れ炊
きて後粥の中より出し台に載
す。次に長官以下一同立会ひ
て麻にて編たる筒を編初より
一本づつ割き分量を見て二十
六種の豊凶を占ひ十分に入れ
るを十分とし半分入れるを五

同

明七つ半時金ヶ谷之出向鍵箱
長柄等為持駕籠にて相銀申候、
引目仕候社人弓矢を持兩家よ
り老人「數文字欠」罷出兩家
之真先「數文字欠」は兩人并
歩行申候「數文字欠」胴塚に
おろて引目致候「數文字欠」
駕籠より出、尾崎上二大宮司
下にて見分尚又ハ九丁下り岩
崎村之首塚ニおろて同様引目
致候、其筋も駕籠より出候て
見分仕候、尤尾崎上二大宮司
下モニテ見分男女數多出引目
拝見致也、右之引目之矢飛候
を見付持參仕候者をは為褒美
元日より御神前之獻置候御備
朝下候ハ、侍持參之、則其
者共より遣候。右金ヶ谷御神
事勤方都而大宮司と同様ニ御
座候。

十四日

幕六つ時出勤侍老人年男老人
草履取老人提灯持老人上下五

人

分とす。判木に記し紙に一枚すりて御神前に奉る。簡粥の分附を参詣人の乞求により援与す。次に各昇殿着座。次に次官御粥七ツ皿を奉る。式は七種粥の如し。次にヲケホケ。此間奏樂。次に長官祝詞を奏す。次に次官以下拝礼。次に同官神饌を撤す。次に直会粥を賜ふ。次に各退座。

十五日

明ヶ六つ時出勤奏者老人外社家三人刀持老人草履老人以上六人召連出勤仕候、且長柄之蝶子にて御神酒祓下、是は六人衆と申下社相勤申候、兩家共二拝之上頂戴仕候、拝之候時も同様六人之者御かわらけ持參仕候、并ニ御粥を下る。是は權祝相勤申候、「欠」家来迄一同々被下候、出勤退出之兩社之下社家一同平伏且又奏者祝太鼓打申候、退下大宮司より先ニ御座候、跡より直ニ

2月	1月
<p>一日 月次祭</p> <p>三日 節分祭</p> <p>節分の日に希望者を募集し、 節がわりに厄除開運を祈願する。豆撒も行なう。</p> <p>十一日 建国記念祭</p> <p>建国記念の祝日に際し、我が 國の建国の創業を回想し、祖 先の労苦を偲んで、國家国民 の隆榮と平安を祈願する。</p> <p>十七日 農耕始祭(祈年祭)</p> <p>年のはじめにあたって穀物の 豊穰を祈り、國家の安泰を祈 請する。</p> <p>これより先 春の御戸開祭に關 連する祭礼行事。</p>	<p>初申日より二十二日前亥日 注連鈎(延宝式入神事)</p> <p>午時第十一時長官以下一同 宮町と七日市町の境字大明神 木に至りムクの木に注連を張 り、次に長官以下一同ムクの 木に向ひ祓詞を奏す。次に同 官ムクの木を一匝す。次に本 社に帰す。</p> <p>初申日より十二日前酉日 神酒 造</p> <p>午前第十時禰宜、主典各一名 御供所に至り飯を炊き甘酒を 醸る。</p>
<p>ツギ</p>	<p>初卯夜川瀬之御神事</p> <p>侍 高橋泰藏</p> <p>湯當持 老人 上下着</p> <p>丁ちん持 老人 当番之者勤之</p> <p>草り取 召仕中間 同断之事</p> <p>翌辰之日正八ツ時鹿ト御神事出</p>
	<p>朔日</p> <p>明六つ時出勤、侍老人草履取 老人召連申候、右大宮司ニて も同様ニ御座候。</p> <p>卯日</p> <p>八つ時出勤、奉者老人外下社 家三人刀持老人草履取老人提 灯持老人湯當持老人、右之通 召連駕籠ニテ出勤仕候、宮本 より三四丁も有之候所ニ神木 有之此處迄相越祓相勤申候、 夫より老人半程有之候所ニ高 田川と申川有之、此川迄家來 相越湯當之其川之水を入れ享 場迄相「數文字欠」手洗候て 祓相勤申候、右供連勤方等不</p>
	<p>廿八日</p> <p>明ケ六つ時出勤、侍老人草履取 老人召連申候、右大宮司ニ て同様ニ御座候。</p>

二二日 注連縄行事

午後第八時に執り行なわれる。
七日市と一宮町の境界の旧道
沿いにある鳥坂大明神の四本
並列の樟の木に注連縄を張り、
大祓詞を誦する。

午後第六時長官以下一同御供

所に着座。次に長官御供所の
中央西に向ひて坐す。次に次
官襲を持て長官の前に置く。
次に禰宜二名膳の入たる長柄
銚子、提銚子を持ち長官の傍
に着座す。醜は西の日に造れ
子を用ふ。次に長官拍手して
裃を採上く。禰宜長柄銚子に
て裃に配をつぐ、醜尽れば提
にて加ふ二瓶共に同じ。次に
次官膳の口を覆ふべき白紙を
台に載せ長官の前に出す。次
に長官白紙を採り裃の口を覆
ふ。次に禰宜本所に復す。次
に次官膳を御饌棚に納む。次
に長官以下體を直会す。長官
の前に盃を置く、同官盃を採
る、主典醜を酌む時に鍋と串
柿とを床木に盛り長官の前に
置く、次官以下同じ。次に本
座に復す。次に末社熱田神社
一座。御供所の西方に神座を
設く。次に長官御供所の中央

神事有之 燐館之節壱人社家

善神之御はいヲ持參ス 七ツ
時帰館社中一同江酒肴ヲ玉フ
且当日御供所江造酒壺升ヲ献
冬は權神主方ニ而獻之
三日初申夜五ツ時御戸開御神事
且三日前夜より潔齋ヲ致

御奏役

峰岸筑後正

杜家 田島伊織

同断 上原左近

鍾先箱番笠其外高張等數本持

ス 且懇供行列二行真先露弘

立 同戌之日夜押詰御神事六人衆勤

十五日如常

之 廿八日如常

社家共は重役候役共一同右高
田川迄相越手越手洗申候、大
官司下杜家も同様ニ御座候、
尤私左座大宮司右座御座候得
も先ニ御座候、右今勤向供連
共迄大宮司と同様ニ御座候。

辰之日旦八つ時

右出勤供連之義奏者壱人刀持
壱人侍式人草履壱人爐挾箱長

柄等迄為持難籠にて出勤仕候、

今日は鹿ト申て鹿之「不明」

都中村々二月より十二月迄吉

凶ト候義ニ御座候、日本六

十余州大小之神祇別ては上野

國ニ鎮座ます式内式下之神々

え私より御神酒奉さ、け候、

尤鹿ト年々兩度御座候て二月

辰之日十二月辰之日二月々之

吉凶ト申候、尤此行御供所ニ
おろて相勤申候。

残大宮司と同様ニ御座候、下

杜家共は重役候役共一同右高
田川迄相越手越手洗申候、大
官司下杜家も同様ニ御座候、
尤私左座大宮司右座御座候得
も先ニ御座候、右今勤向供連
共迄大宮司と同様ニ御座候。

に神座に向ひて坐す。次に神座と長間の間にアリヤを据え。アリヤは子で萱の穗にて作り置く。次に次官神饌を作り置く。次に次官神饌を奉る。次に長官散米。次官木皿に洗米の盛たるを台にのせ。長官の前に置く。長官拍手し木皿の洗米を振み台の上左右左と散し一拝す。次官台を撤す。次にヲケホケ。式前の如し。醴を用ふるの別あるのみ。次に禰宜三名アリヤに載せたる萱の穗を拂りて毫本づ。持ち神座に向ひて一拝三名共し。アリヤの巡を一匝し又神座に向ひて一拝一匝し。又神座に向ひて一拝一匝す。合せて三拝三匝。畢りて萱の穗をアリヤに納む。各本所に復す。次に主典アリヤを撤す。次に次官神饌を撤す。次に長官直会但醴を用ふ。次に長官本座に復す。次に各退座。末社の注連を張り直す。

本日

今日之席

大祝

两家之
惣社家御書
但見大
辟

右之通にて鹿ト相勧申候、且
兩家之長柄之蝶子「數文字欠」
御かわらけにて御神酒下る。

此神酒は私より献候神酒ニ御
座候、六人之内ニてしやく仕
候四ツ足之膳ニテ御肴ニ寿留
めを下る。御肴は兩家之社人
之内ニて奏者之「欠」御肴を
立申候、此膳は「此席「數文
字欠」如何可「欠」哉。御公
儀御造営之年「數文字欠」
被下夫よりと申事御座候、尤
極片「數文字欠」黒ぬりにて

四ツ足。
「如此之古ニ御
壽留め 座候、是は兩家
之前え毫つツ、
すゑ申候」

七日前寅日午後六時　末社祭二座

諏訪神社、八坂神社

式は丑日熱田神社祭の如し。

六日前卯日午後第六時　末社祭

三座

少彦名神社、長田神社、近戸神社

式は丑日熱田神社祭に同じ。

五日前辰日午前第六時　河瀬行事

長官以下一同高田川に至り盥漱し、当町分字大飼の榎木に注連を張り、榎木の中央に荒薙を敷き設け置く、本日午後鹿トに用ふる錐を高田川にて洗ひ又初申日の夜盥漱に用ふる水を高田川にて汲む。次に長官荒薙の上に着座、次官以下立列し祓の詞を奏す。次に各本社に帰す。

同日午後第二時　鹿ト行事

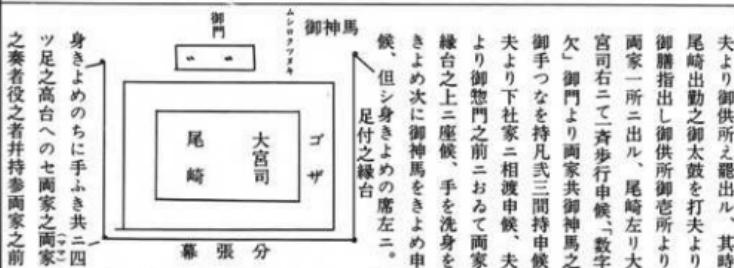
各御供所に着座。次に同所西の方に注連を張る。次に長次

退出之節釜神え御はいを下社家持參、則釜神之御棚え納下社家祓相勤申候、此御はいハ今朝御供所ニおろて拵置両家退出之節供方之下社家え相渡申候、是は御供をさき或は出勤之時々行水之湯をわかし候釜故御宮より常ニ両度ツ、御はい參申候、出勤退出之節奏者祝御太鼓を打其節両家之下社家一同平伏仕候、出勤不同退出は大宮司より尾崎先ニ御座候。

申之日

夜五つ時より四半迄奏者老人外下社家三人供頭老人刀侍老人徒武人侍舞籠脇共都合五人押老人同心三人高張提灯六張箱提灯四張弓張提灯四張内袴張は押之提灯其外「欠」挟箱長柄等迄為「數文字欠」罷出御惣門之「欠」ふく「數文字欠」入り左り之方召鷹籠「數文字欠」此處ニおろて下乗、

官達の所に至り東に向ひて坐す。次に長官の前に机を設け当國神名帳並村名帳を置く。大官の前に机を設け祝宮紙を置く。次に禰宜炉に至り鹿トの用意す。鹿の肩骨を薄くなし木に結付け、炉の中に炭を入れ錐を焼く用意をなし、炉の四方と中央に錐に白紙をはさみて是に長官の一・二・三・四・五と筆記したるを立つ。椎禰宜以下両三名介錯す。次に長官当國の神名帳を読む、禰宜火を鑽出し錐を焼く。次に同官祝詞を奏す。次に禰宜左手に鹿骨を持ち、右手に焼錐を持ち鹿骨を貫くこと三錐、畢りて白紙に包み長次官に授く長次官之採りて戴く、畢りてて禰宜に返す。次に長官村名帳を取り何村と呼ぶ、禰宜その声に応じ何村と唱え、焼錐を鹿骨に貫き吉凶を判じ大吉或は小吉と呼ぶ。次官又その声



に応じて大吉小吉と筆記す。

次に禰宜鉦と祇葉とを持ち舞を奏す。此間鼓笛す。次に各本座に復す。次に各退座。

同日午後第六時 来社祭五座

高麗神社、櫛八玉神社、八幡神社、日枝神社、水分神社式は丑日熱田神社祭に同じ。

四日前已日午前第十時 錘山神社祭

拝殿の前に荒薦を敷き設く。

次に禰宜一名、櫛の枝に木にて作れる鍼を掛けたるを持ち、本社の方に向ひて立つ。次に長官禰宜の後に本社の方に向ひて坐す。次にヲケホケ。次に禰宜太鼓を擊ち先に立、以下一同引継ぎ櫛を持ちたる禰宜の廻りを巡ること三度、畢竟の所に復る。鼓を擊ち哥を唄ふ、その哥

東よりいする小松もわけて東よりいする月をにしへも

やらず本こてらす大神まん

えすゑ申候、四つ足高台は鹿

ト之節御脅をのせ候台ニ御座候、水井ニ清めの祓は奉者祝持參致也、身清め相濟御本社

「數文字欠」出勤、是迄は家

来一同召「數文字欠」申候、

夫より御祓を勤御祓「欠」中

半ニ下御内陳中御内陳之御と

ひらを開七十五膳之御膳を献、

夫より退出仕候、且出勤退出

之節兩家之下社家一同平伏且

又出勤退出之節奏者祝御太鼓

を打但シ尾崎退出之御太鼓を

打直ニ尾崎退出、夫より大宮

司退出之御太鼓を打直ニ大宮

司退出。右今晚勤方并供連共

大宮司と同様ニ候事。

來何故かこの部分記してあらず。

右今朝勤方大宮司と同様に御座候。

ざいらく。次に各退座。

竈清の行事

竈に至り本日櫛に掛け木鉢を
竈に立て湯総と鉢を振り楽を
奏す。

同日午後第六時　末社祭一座
須賀神社式は丑日熱田神社祭
に同じ。

三日前午日　末社祭一一座

稲荷神社祭

正午十二時禰宜以下御供所に
至る。次に同所西南の方に机
を設く。これを神座とす。次
に禰宜神座に向ひ坐す。次に
散米。此間奏樂。禰宜木皿に
洗米を盛り台に載せ禰宜の前
に置く、禰宜拍手し木皿の洗
米を振み台の上に左右左と散
し一拌す、禰宜台を撤す。次
に禰宜本座に復す。次に机を
撤す。

若御子神社祭

同所丑の方に机を設く。この
時神饌十台を御食棚に備へお

く。次に禰宜神座に向ひ坐す。

次に散米。次にヲケホケ。此間奏楽。權禰宜炉の方に至り火を鋸出し草にて作たる梯子を焼く。次に禰宜以下三名机の廻りを三度巡る。次に直会。次に各本座に復る。次に各退座。

同日午後第六時より長官以下御戸開御神事に関する者一同、潔斎。

初申日午後第八時 御戸開神事

(延宝式戌刻)

宮崎村より消防方到着。此時石階の両脇にて舞を焚く。長官以下御供所に至り着座。次に長次官同所の西に向ひて着座。次に長官の前に机を設け御飯を置く。長官細き紙を探り御飯を覆ひたる紙の邊を結び拍手す。御飯を御食棚に納め机を撤す。次に主典御衣を御供所の中央に置く。次に禰宣一名、權禰宜二名、御衣廻

り四方拝す。禰宜御供所の西方に設け置たる鉢を探り、同所にある榊を權禰宜二処探り、鉢持たる禰宜中央に立ち、榊持たる權禰宜左右に並立ち御音に向ひて東を一拝し、次に左へ廻り南を一拝し、左へ廻り西を一拝し、左へ廻り北を一拝す、畢つて禰宜一名立ち御食棚の雉子を探る。次に御先拝ひ。禰宜鉢を持ち、禰宜雉子を持ち、權禰宜二名榊を持ち、御供所の東の口より出て雉子を中心になし、左右より榊にて覆ひ、役より鉢にて上を覆ひ、左右に高張提灯を附け、勅額鳥居より不明御門をでて西に進み、御惣門に入り石段を下り樓門入り拝殿に昇り鉢榊を便宜の所に置き、雉子は御食棚に置き各御供所に復る。次に神饌を御供所より拝殿に送る。宮司禰宜御供所より神饌を搬出す。權禰宜

以下神饌を拝殿へ持ち運ぶ、
 権宮司禰宜拝殿にて神饌を受
 取り神饌棚に置く、畢つて御
 供所に復す。次に御衣を神馬
 に乗せ昇殿の用意をなす。次
 に長官以下一同御供所の東の
 口を出て長官以下神馬を曳き、
 勅額鳥居より不明御門を出て
 西の方に進み御惣門前に至る。
 御供所にて予て設けある祓串
 と辰日高田川より汲来れる水
 とを權禰宜一名採り、切麻を
 主典二名採り、禰宜一名祓串
 と水とを持ちたる權禰宜並び、
 左右に切麻を持ちたる主典並
 び立ち先に進み御惣門に至り
 幕舎に向ひ立つ。次に御惣門
 前に於て長次官手水の儀あり。
 御惣門前に予て帳舎を設く、
 長次官帳舎に着き本社に向ひ
 坐す、次に切麻を持ちたる主
 典二名前に進み長次官の傍に
 切麻台を置き本所に復す、次
 に祓事と水とを持ちたる權禰

宜の巡りを一巡し前に進み長
次官に水を提ぐ、同官盥漱す。
權禪宣祇車にて左右左と長次
官を祓ふ。長次官盥漱し白紙
を探り口手を拭ひ切麻を採て
祓ふ、畢つて神馬の前に至り
權禪宣水をこぼし、祇車にて
左右左と祓ひ又神馬の後に至
り前の如くし、畢つて本所に
復す。次に主典切麻台を撤す。
次に長官以下昇殿す。禪宣、
權禪宣、主典先に立ち、御懇
門に入り階を下り昇殿し祇車、
水、切麻台を拝殿の傍に置く、
神馬を御供所に引入る。次に
着座。次に長官殿に昇り御屏
を開き側に候す。此間奏楽。
次に次官以下神饌を撤す。昨
十二月申日の獻供を撤するな
り。次に中内陣、外内陣を酒
掃す。次に次官以下神饌を伝
供す。此間奏樂。次に七ツ皿、
長官外内陣の東方に西に向ひ
て坐す。次官七ツ皿の台を長

官の前に置き禰宜長柄銚子提
 銚子を持ち昇殿し長官の傍に
 候す。次官神前の瓶子より配
 を長柄提銚子へ酌ぐ。長官拍
 手し台の木皿を採上げ禰宜配
 を酌む。七ツ共に酌み畢れば
 次官之を神前に奉る。二台共
 に同じ。次官以下ヲケホケの
 用意す。次にヲケホケ。此間
 奏樂。長官の前に次官木皿と
 筷とを設載せたる台を置く。
 銚子を持ちたる禰宜長官の傍
 に坐す。以下一月一日に同じ、
 體を用ふるの別あるのみ。次
 に長官祝詞を奏す。外内陣。
 次に次官以下拜礼。外内陣。
 次に瓶子雄子を同官撤す。神
 碑三十八台は備置く。次に長
 官御屏を閉す。此間奏樂。次
 に同官本座に復す。次に禰宜
 以下にて御先払に用ひし鉢
 を採り、御屏前に机を設け御
 錄を奉り鉢を正面に立て左右
 に桶を立置く。次に各退座。

3月	2月
<p>(三月一日 月次祭)</p> <p>四日 神酒造行事 午後三時に執り行なわれる。 糯米五合、梗米五合計一升を ふかして、麹をまぜて甘酒を</p>	<p>戌日早旦より禰宜以下六名 潤 斎</p> <p>飯を炊き角板に四つ盛り置き 梅枝を七、八寸の丈に切り十 八本を作り三本づゝ紙にて結 ひ置き草履六足を設く。</p> <p>亥日午前第二時東の鎮塚に至り 神饌を供す、之を鎮の行事と いふ。口伝。</p>
<p>三日 供草餅式</p> <p>午前第八時 菅原神社の前に 薦を敷き着座。次に御扉を開 く。次に神饌を奉る。</p> <p>(品目) 洗米、魚、酒 次に祝詞を奏す。次に各拝礼。 次に御扉を閉ず。次に退座。</p> <p>初午日 末社祭</p> <p>美崎神社、引土神社 二月廿五日末社祭の如し。</p>	<p>二十五日 末社菅原神社祭 午前第八時 菅原神社の前に 薦を敷き着座。次に御扉を開 く。次に神饌を奉る。</p> <p>朔日如常</p> <p>同日昼八ツ時米洗 当番者一 人洗之</p> <p>一日四ツ時御餅揚社中勤之相濟</p>
<p>而造酒ヲ玉フ</p> <p>正六づ時御備献出勤奏者壱人 外下社家三人刀持壱人草履取 壱人右召連出勤仕候、御備井 御神酒を下る。御神酒は長柄</p>	<p>三日</p>

醸造する行事である。

七日 神酒ツギ神事

午後三時に執り行なう。二月四日に醸造した甘酒(醴)を

甕に盛り、御供所にて瓶子に

甘酒(醴)を入れ、あわせて

醴(甘酒)のできぐわいをみる行事である。

十四日 河瀬行事

早朝、神社の北を流れる高田川にて盥漱し、御戸開祭の用

水をくむ、その後一宮町字大

飼の榎本に注連縄を張り、榎木の中央に荒鷺を敷き、着座

して大祓詞を誦する。

十一日 錦山神社祭

拝殿前石の間にて執り行なう。

十一日 遠清めの行事

神饌所の籠を錦山神社祭で使

用した籠を立て掛け、煮立つた湯を以って、湯房を振り鉢

を振つて清める。

十二日 摂末社祭

渡り籠に神籠を立て、境内摺

此間奏樂。次に長官祝詞を奏

す。再拜拍手。次に次官以下

拝礼。次に同官神饌を撤す。

此間奏樂。次に直会。主典餅

を切り權柄宣各々に授く。次

に各退座。

十四日 舞童

午後第二時長官以下並福寿坊

以下帳舎に着く。帳舎は予て

不明御門脇と南側と二ヶ所に

設け置き南を神官、北を山伏

とす、神官は麻上下着用、重

立たる者計り。次に宮司より

福寿坊御小袖を受取り北の帳

舎にて御小袖を持ちて四方拝

三日正六ツ時出仕

御奉役 峰岸筑後正

社家 田島伊織

侍 上原左近

高橋泰藏

同刻御備獻當番之者勤之 御

神前米井ニ造酒ヲ獻小幡志摩

勤之 御行事相済而上下共御

備を下る

廿五日正六ツ時出仕

侍 高橋泰藏

上_二下_一候

且当日永代太々之方江口_二候

御宮酒_一升差出未候

正六ツ時出勤侍老人草履取壱人召連相勤申候出勤退出之節

兩家之下社家一同平伏仕候、且兩家一所ニ退出并步行申候、御末社拝礼も同様ニ御座候。

右今朝勤向井ニ供連共大宮司

と同様ニ御座候。

廿八日

明六ツ時出勤侍老人草履取壱人右召連相勤申候、出勤退出之節兩家之下社家一同平伏仕

候、御末社拝礼も同様ニ御座候。

右今朝勤向井歩行申候、御末社拝礼も同様ニ御座

候。右今朝勤方大宮司と同様

4月	3月	末社の内、貴前神社年中御祭典行事私記載の摂末社十四社と伊勢内外宮二社の計十六社を勧請して執り行なう。
一日 三日 神武天泉祭遙拝式	十二日 十四日 午後七時より執り行なう。 十五日 例祭 十七日 鎮神事 午前二時 東の鎮塚で行なう。 これにて御戸開祭行事終了。 春分の日 春季皇靈祭遙拝式 皇居皇靈殿を遙拝して執り行なう。 同日 祖靈祭 皇靈祭遙拝式終了後、斎館にて神暮祭の家族が参列して、祖靈を勧請して祖先祭を執り行なう。	十二日 御戸開祭潔廟 十四日 御戸開祭 午後七時より執り行なう。 十五日 例祭 （神饌品目）赤飯、餅、酒 次に長官祝詞を奏す。次に次官以下拜礼。次に神饌を撤す。此間奏樂。 神社の御鎮座及び初度の勅使奉幣祭（社伝）の記念日である。 此間奏樂。次に各退座。
朔日 十五日如常		十五日 御例祭 午前第八時各昇殿着座。次に次官以下神饌を伝供す。此間奏樂。 次に長官祝詞を奏す。次に次官以下拜礼。次に神饌を撤す。
朔日 明五つ時出勤侍老人草履取壺		二御座候。

4月

大和國（奈良県）の戦傍山麓

の神武天皇の御陵を遙拝する。

十五日 流鏑馬神事

祭礼記に見える「五月五日申刻流鏑馬」の神事である。本

社での祭事を終了すると 大

麻、玲人、御幣、射手（乗馬）

神職の順序にて幼頃の鳥居、
不明門を出て、射手は馬にの
り、東へ松山参道を経由して、
神社北の森林中にある馬場に
入って執り行なう。神事終了
後は裏参道を登つて本社に帰
る。

同日 酒造奉賽祭

県酒造組合の安全祈願祭であ
る。

二九日 天皇誕生日奉祝祭

今上天皇の御誕生に際し、御
寿の万歳を祈り、氏子の喜び
を述べて神祇の恩を感謝する。

十七日正六ツ時出仕

右者東照大権現御祭日ニ付御

勤有之出勤不同

廿八日如常

勤有之出勤不同

勤有之出勤不同

勤有之出勤不同

人右召連相勤申候、出勤退出
之節兩家之下社家一同平伏仕
候、出勤不同兩家一所ニ退出
并步行申候、御末社拜札も同
様ニ御座候、右今朝勤方大宮
司と同様ニ御座候。

十五日

明六ツ時出勤侍老人草履取毫
人右召連相勤申候出勤退出之
節兩家之下社家一同平伏仕
候、出勤不同退出は大宮司と一所ニ
退出并步行申候、御末社拜札も同
様ニ御座候、尤私左大宮司右ニ御座候。
右今朝勤方大宮司と同様ニ御座候。

十七日

明六ツ時出勤侍老人草履取毫
人召連相勤申候。出勤退出之
節兩家之下社家一同平伏、且
出勤不同退出は大宮司と一所
ニ退出并步行申候、御末社拜
札も同様ニ御座候、尤私左大
宮司右ニ御座候。右今朝勤方
大宮司と同様ニ御座候。

5月	4月
<p>一日 月次祭 五日 供棕祭 社伝の棕を造り奉る。</p> <p>八日 境外拝末社稻含神社祭 下仁田町の稻念山頂に鎮座する稻含神社にて執り行なう。</p>	<p>一日 月次祭 五日 供棕祭 午前第八時昇殿着座。次に次官以下神饌を伝供す。此間奏楽。次に次官七ツ皿を奉る。</p> <p>式一月の如し。次にヲケホケ。此間奏樂。次に長官祝詞を奏す。次に次官以下拝礼。次に同官神饌を撤す。此間奏樂。</p> <p>次に直会、棕二ツ宛給ふ。次に各退座。</p>
<p>同日 流鏑馬（延宝式申刻） 流鏑馬に関する神官前日より潔斎。不明御門の前に幕を張り設く。午後第二時繩宣不明御門を開く。次に長次官幕の</p>	<p>五月朝 供棕 午前第八時昇殿着座。次に次官以下神饌を伝供す。此間奏楽。次に次官七ツ皿を奉る。</p> <p>式一月の如し。次にヲケホケ。此間奏樂。次に長官祝詞を奏す。次に次官以下拝礼。次に同官神饌を撤す。此間奏樂。</p> <p>次に直会、棕二ツ宛給ふ。次に各退座。</p>
<p>同断 待 上原左近 高橋泰藏 上弓着</p>	<p>三日暮七ツ時御米洗当番者勤之 四日四ツ時御棕拂のびのよきか や百姓より出之 御棕社人拂 之 屋根葺百姓致之 終而一 同江造酒ヲ玉フ</p> <p>五日正六ツ時出仕 御奏役 峰岸筑後正</p>
<p>正六ツ時御棕拂相済奉者壱人 外下社家三人刀持壱人草履壱 人右召連相勤申候、長柄蝶子 ニテ御神酒下る「文文字欠」</p>	<p>廿八日 明六ツ時出勤侍壱人草履取壱 人召連相勤申候、出勤退出之 節尚家へ下社家一同平伏、且 出勤不同、退出は大宮司と一 所退出并步行申候、御末社拝 礼も同様ニ御座候、尤私左大 宮司右二御座候。右勤方大宮 司と同様ニ御座候。</p>

内に着く禰宜以下立列す。次に騎射人弓矢を探り乗馬す。次に的を広小路と又二十間余西の方に立置く。次に騎射甲馬を乗出し的を射る。一手畢つて本所に渡す。乙馬を乗出し同断、甲又同断、乙も同断、以上二手宛。甲乙一手射て的をかけかえる。次に騎射人下馬。次に的を取る。次に各退く。次に不明御門を閉づ。

番社人三日前より潔斎勤之

馬役 宇田村 藤吉
町方 左五郎

馬之使者先年より勤來候

的方 大学院勤之

「先年より勤來候」

坐着座下部之者共前後ヲ警固且三日前より潔斎今日懇供同刻燔館社人并馬役之者江酒肴ヲ玉フ且馬役之者江は一飯玉フ且今日御神事ニ付諸入用之品々左ニ

一米六升 且是は兩人ニ而潔斎遣三日前ニ用意可致

一もち米六升 是はちまきに致又昨年は六升八合遣候得

共六升ニ而隨分間ニ合可申

事
「当年六升五合遣申候」

「かん物いろ／＼是は兩人ニ而潔済中用

一酒壺升 是は御祭前後兩度ニ相用

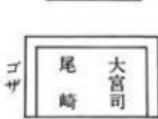
三拜「欠」御盃を持參す両家之前迄頂戴仕候、何レも下社家「數文字欠」出勤退出之節御太鼓を打奏者祝勤之、且出勤退出之節両家之下社家一同平伏、退出は大宮司より私先ニ御座候、跡より直ニ大宮司退出仕候、且御棕は侍草履取共被下「數文字欠」權祝配之。右今朝勤向供連共大宮司と同様ニ御座候。

同日昼

鎌流馬正八つ時出張、七つ時帰宅仕候、奉者老人外下社家二人刀持老人供候老人徒武人押老人「駕籠脇共待四人鍤挟箱長柄等迄為持篋籠にて相勤申候、尤町之中央迄出張鎌流馬見分仕候、「欠」縁台ニ座し「欠」事は家来共并私みハリ候、場所前後皆回仕候、且私左之方大宮司右之方ニて見分仕候、鎌流馬相勤候は下社家老人三日前よりいっさい相勤

一かや大壱東	是は百姓より	申候、之取老人矢取老人人相添
出来候		申候、的は大学院と申修げん
一せうぶ一わ	是は自分用意	に申付可勤申候、是は社領之
一わら一わ		内支配之者ニ御座候、板の二
一よもき一わ	右同断之事	ヶ所えは二通乗申候、帰りは
一竹長六尺二本	右同断之事	大宮司より私先ニ御座候、私
一屋根板大八枚	右同断之事	立候跡直ニ大宮司も引取申候、
一たら	是は兩人潔斎之者遣	且又馬は近村宇田村より罷出
一ちまき式掛半	御宮様へ献	勤來候、右鐵流馬勤方大宮司
一ちまき式掛		と同様ニ御座候尤大宮司「數
一祝儀式十疋		文字欠」同様ニ御座候。
一酒代	十疋	
メ馬主方江		
一ちまき半掛		
一樽代	十疋	
藤吉方江		
一馬迎	順番ヲ以勤來候事	
一今朝先年者小豆飯ニ致候已		
故一昨年より赤飯ニ致候已		
来は赤飯ニ可致事	赤飯米	
一十五日如常		
一廿八日如常		
十五日		
明六つ時出勤侍草履取連相		
勤申候、出勤退出之節両家之		
下社家一同平伏仕候、且出勤		
不同退出は大宮司と一所ニ御		
座候、并歩行申候、御末社拝		

クツヌギ



エンドイ
幕引分
尾崎
ゴザ

6月	5月
<p>一日 月次祭 更衣祭 夏の御装いに取り替えたて奉る祭事で、昭和十九年以来執り行なっている。</p> <p>一日 種まき神事 月次祭の祝詞にて奉告し、境内にある一五三八番の一つの北辺一坪半位の地（七月七日の田植祭神事の行なわれる場所）にて執り行なう。神事は貫前神社年中御祭典行事私記の田植祭中の記載に準じて行なう。</p> <p>三〇日 大祓 祭礼記に「六月晦日名越祓」とみえる。氏子に人形を授与する。氏子はこの人形に自己の名前を書き、息を吹きかけて身体中をこする。そしてこ</p>	<p>一日 月次祭 末社八坂神社祭神輿渡 十五日 来社八坂神社祭神輿渡 午前第八時神輿を表飾し着座。 御前第八時神輿を表飾し着座。 午前第八時神輿を表飾し着座。 次に神饌を伝供す。 （神饌品目）洗米、魚、酒、小麦の入りたる丸餅五拾 次に祝詞を奏す。次に拝礼。 次に神饌を撤す。次に御飯屋御門の外に神輿渡御、子て設置たる神座に置奉る。次に各拝礼。次に各退く。午後第七時神輿を御懃門に渡御す。御門外下西の方に座を設け東に向つて置奉る。至夜燈火を奉る。</p> <p>十八日朝八時神輿の前に至り神饌を奉る。 （神饌品目）洗米、魚</p>
<p>次に祝詞を奏し拝礼。次に神饌を奉る。</p>	<p>十五日 来社八坂神社祭神輿渡 十五日如常且今朝 〔上・下共ニ〕水餅ヲ下る。 十五日如常且定例御勤相済而後天王宮御勤有之且又天王宮御備ヲ下る。 廿八日如常</p>
	<p>朔日如常且今朝 〔上・下共ニ〕水餅ヲ下る。 廿八日と同様ニ御座候。 十五日 廿八日と同様ニ御座候。 廿八日 廿八日と同様ニ御座候。</p>
	<p>廿八日 廿八日と同様ニ御座候。 廿八日 廿八日と同様ニ御座候。</p>

礼も同様ニ御座候、尤私左大宮司右ニ御座候。右今朝勅向供連共大宮司と同様ニ御座候。

			6月
		の 人形を神社に持参して修祓 してもらう。修祓した人形は お焚きあげする。	
7月			
七日 御田植祭	祭礼記に「七月七日御田植祭」 とみえる。神事は貫前神社年 中御祭典行事私記記載に準じ て執り行なう。	七日 御田植	午後第二時各昇殿着座。次に 次官以下神饌を伝供す。此間 奏樂。
十五日 末社八坂神社祭	禍懸疫病を取り除く八坂神社 の祭礼である。天王祭ともい う。總門のところに御旅所が 設けられ、神輿が渡御する。	(神饌品目) 御飯(一台) 白 米五升を炊き一合づつむすび 総門の葉にて包み、藁にて結ぶ。 (五日) 遺れを用 ふ)	(神饌品目) 御飯(一台) 白 米五升を炊き一合づつむすび 総門の葉にて包み、藁にて結ぶ。 数五十御饌(五日) 遺れを用 ふ)
十八日 末社八坂神社還御	次に長官祝詞を奏す。次に次 官以下拝礼 次に同官神饌を 撤す。此間奏樂。次に長官以 下下殿御神殿に至る。御境内 北之方に神田と呼ぶ所にて 水氣無き干田なり、苗は六月 一日種を神田左隅に蒔き当 日この苗を用ふ。次に禴宜御 タンマヒを神田の中央に立つ。	同日 湯當持老人當番之者勤之 且於御宮御弁當甘酒被下置 十五日如常 廿八日如常	同日 湯當持老人當番之者勤之 且於御宮御弁當甘酒被下置 十五日如常 廿八日如常
		5日 禴宜、主典各一名御供所 に至り飯を焼き禮を造る。式 一月の如し。	5日 禴宜、主典各一名御供所 に至り飯を焼き禮を造る。式 一月の如し。
		7日 御田植	7日 御田植
		7夕正六ツ時出仕 鼓有之御行事件無之如常	7夕正六ツ時出仕 「御奏太鼓」 峰岸筑後正
		侍 杜家	侍 杜家
		高橋泰藏	高橋泰藏
		上 下着	上 下着
		同日八ツ時御田植御神事出仕 御奏役 峰岸筑後正	同日八ツ時御田植御神事出仕 御奏役 峰岸筑後正
		社家 上原左近	社家 上原左近
		田島伊織	田島伊織
		高橋泰藏	高橋泰藏
		同日	同日
		翌八ツ時御田之神事、奏老人 外下社家三人刀持老人草履取 老人湯當持武人右召連御社之 裏山ニテ御神田有之、彼之処 迄出張御神田植仕候、私成大 宮司成先ニ出候者拝殿二仕請 兩家拂候て右之場所え相獻申	翌八ツ時御田之神事、奏老人 外下社家三人刀持老人草履取 老人湯當持武人右召連御社之 裏山ニテ御神田有之、彼之処 迄出張御神田植仕候、私成大 宮司成先ニ出候者拝殿二仕請 兩家拂候て右之場所え相獻申
		朔日如常	朔日如常
		三日番場内ニ付造酒升丹ヲ獻ス 「御奏太鼓」	三日番場内ニ付造酒升丹ヲ獻ス 「御奏太鼓」
		七日	七日
		去月朔日と同様に御座候。	去月朔日と同様に御座候。

次に長官神田に敷たる席の上に坐す。次に禰宜若苗を採りヲタンマヒの前に三度植ゑる。次にヲケホケ。此間奏樂。式一月の如し。醴を用ふ。次に各座を立ち休所に至り休息し同所に青ヤギを立つ。又弁当場に至り又青ヤギを立つ。各道にて青ヤギシテの木の小枝を用ふを採り持參し本社の前復る。次に禰宜ヲタンマヒを持ち本社に向ひ拝殿の階下に立つ。次に長官樓御門下に設けある鷹の上に着き禰宜に向ひ坐す。次に禰宜以下一同樂人笛吹き擊鼓して先に進み、神官引続き本社の巡りを三度廻り御前、右の脇、後左の脇と四ヶ所に青ヤギの葉を散し謂を唄ふ。次にヲケホケ。此間奏樂。

其譜

ひがしより小松をわけて
かど田をうゑろ

候、下社家之内ニて権杖御神田植仕候、神田之場外ニ高き所ニ有間之御座憲枚敷^(音)「其上え兩家并着座見分仕候尤」^(音)左座大宮司右座ニ御座候、「御田植相濟」此處ニおるて長柄之蝶子御かわらけにて御神酒を被下候、下社家之内重立三人衆と申者しゃく仕候、尤野辺之事故しやく致候者は兩家之前之草履相用「欠」不申候、「御かわらけ兩家「數文字欠」之持參「數文字欠」三拜仕候御末社前東廻桺之軒下石之間え御座憲枚敷其所より兩家并着座仕候、尤私共座大宮司右座ニ御座候、其節下社家御本社之廻り三度めくり都合三拜仕候、右此兩家見分仕候、右「數文字欠」相濟兩家之長柄之御蝶子二て井酒被下候、則御かわらけ下社家持參、其請三拜頂戴仕候、其上弁当被下候、是はにぎりめし式つか

8月	7月
<p>一日 月次祭</p> <p>十五日 摂社若御子神社祭 例祭である。</p>	<p>かど田をうゑろ かど田より みのるこ、てらす。</p> <p>次に末社に至り一社毎に青ヤ ギを供へ扣神社に残れる青ヤ ギを納む、畢つて本社に復る。</p> <p>次に昇殿着座。次に直会、飯 二宛給ふ。醴も同。次に各退 座。</p> <p>廿七日　末社諏訪神社祭 午前第八時、諏訪神社の前に 薦を敷き着座。次に御屏を開 く。次に神饌を奉る。</p> <p>(神饌品目) 洗米、魚、酒、 外にヲタンマヒ數十本を奉る。 次に祝詞を奏す。次に各拝礼。 次に神饌を撤す。次に御屏を 閉づ。次に各退く。参拝人に ヲタンマヒを授く。</p>
<p>十五日　末社、若御子神社祭 式二月廿五日、末社祭の如し。</p> <p>廿五日　末社、菅原神社祭 二月廿五日の如し。</p>	<p>かはへ通わかにて内いわい 御「欠」て被下候、尤頂戴之 但シ中之入帰宅仕候、侍草履 取迄御弁当被下候ハハ小祝配 之候「數文字欠」出勤退出之 節兩家之下社家一同平伏仕候、 退出「欠」大宮司より私先ニ 御座候「數文字欠」勤退出之 節「數文字欠」奏者祝太鼓打 「欠」右勤向井ニ供連共大宮 司と同様ニ御座候。</p> <p>今日御田之場之席 日々御選桜下 御石齊間之席</p>
<p>常 且今年社中者共心得達ニ</p>	<p>朔日正六ツ時出御奏太鼓有之 御行事無之御造御膳等者如</p>
<p>勤申候、出勤退出之節奏者祝</p>	<p>朔日正六ツ時出勤、奏者老人外下 社家三人刀持草履取右召連相</p>

9月	8月
<p>十五日　末社月誌神社祭 月詠神社の祭礼であるが、月 詠神社に明治四十年七月十四 日に合祀された旧秋畠村の矢 ノ口鎮座雷電神社、同四十一 年に合祀された旧秋畠村社久 司鎮座湯前神社、大正二年に 合祀された旧額部村野上（現 富岡市）鎮座の近戸神社の氏 子総代参列のもとに、合祀さ れた神社の祭礼を兼ねて執り 行なわれる。</p>	<p>一日　月次祭 十五日　末社月誌神社祭 午前第八時各昇殿着座、御飯 の覆を結ぶ式一月一日の如し。 次に次官以下神饌を伝供す。 此間奏楽、次に次官七ツ皿を 奉る。次にヲケホケ。此間奏 樂。次に長官祝詞を奏す。次 に次官以下拝礼。次に福宜一 名神前鉢を採り拝殿の外に 出で本社に向ひ立つ、主典一 名拝殿に預けある小流石 の戴りたる台を持ち縫宜の傍 に立つ。小流石は前日高田川</p>
<p>九日　朝御食 午前第八時各昇殿着座、御飯 の覆を結ぶ式一月一日の如し。 次に次官以下神饌を伝供す。 此間奏楽、次に次官七ツ皿を 奉る。次にヲケホケ。此間奏 樂。次に長官祝詞を奏す。次 に次官以下拝礼。次に福宜一 名神前鉢を採り拝殿の外に 出で本社に向ひ立つ、主典一 名拝殿に預けある小流石 の戴りたる台を持ち縫宜の傍 に立つ。小流石は前日高田川</p>	<p>九日　朝御食 午前第五月五日二同　且今朝小ほ をり中島差太夫たきの所より 小石ヲ持參神前江戸御勤中ば に參鉄箱之中江右之石ヲなげ 込夫より御玉がきヲ相應御玉 がきの内江なげ込也</p>
<p>十五日　若宮八幡宮御勤有之 廿八日如常</p>	<p>九日五月五日二同　且今朝小ほ をり中島差太夫たきの所より 小石ヲ持參神前江戸御勤中ば に參鉄箱之中江右之石ヲなげ 込夫より御玉がきヲ相應御玉 がきの内江なげ込也</p>
<p>十五日　月日如常</p>	<p>十五日　月日如常</p>

而重陽御祝義之通りいたし
右九月御節句ヲ八朔御祝義
之通りいたし候事甚心得違
之事ニ候」

御奉役　峰岸筑後正

杜家　田島伊織

社家　上原左近

侍　高橋泰藏

上下着

十五日若宮八幡宮御勤有之

廿八日如常

十五日如常

太鼓を打、且出勤不同退出は
大宮司より私先ニ御座候、出
勤退出之節両家之下杜家一同
平伏仕候。右今朝勤向井供連
大宮司と同様ニ御座候。

十五日　去月廿八日と同様ニ御座候。

廿八日　去月廿八日と同様ニ御座候。

廿八日　十五日と同様ニ御座候。

十五日　十五日と同様ニ御座候。

者若宮様弁才天御祭有之峰
甚心得違之事也中の九日ニ

秋分の日 秋季皇靈祭及び祖靈

祭

二五日 稲荷神社祭
明治十一年九月に一宮町美崎、
引土の二ヶ所より奉遷して、
昭和十年十一月に境内末社月
詠神社へ合祀された稲荷神社
の祭礼である。

に至り大きさ桃の実位の石を
拾ひ来り九ツ台に載せ置く。
次に禰宜主典の持たる台の上

申候 岸筑後勤之且又無別柔相動
廿九日

廿八日と同様ニ御座候。
廿九日如常

下へ神殿に向ひて投げる。神
殿の右の脇に至り神殿に向ひ
小流石を三ツ採り拝殿の階
瑞垣の内へ前の如く小流石を
三ツ投げる。神殿の後を廻り
左の脇に出で同断。次に禰宜
鉢を神前に納む。禰宜、主典
本座に復す。次に次官以下神
饌を撤す。此間奏楽。次に直
会。次に各退座。

同日 流鏑馬（延宝式申刻）

流鏑馬に関する神官一同前日
より潔斎。午後第二時長官以
下御供所に着座。次に禰宜鉢
を採り先に進み、長官以下勅
額鳥居の下に至る。鉢は神前
より御供所に持來り置く。次
に鉢を持たる禰宜鳥居の下中
央に本社の方に向ひ立つ。長
官以下南の方に鉢に向つて立
つ。次に御神馬渡し禰宜一名、

10月	9月
<p>一日 月次祭 更衣祭 更衣祭は冬の装いに取替え奉 る祭事である。昭和十九年より奉仕している。</p> <p>十五日 日枝神社祭 日枝神社の祭礼であるが、明 治四十年に合祀された一宮町 宇田鎮座の神社、同四十二年 に合祀された田篠の諏訪神社、 田島の神社の各氏子総代参列</p>	<p>一日 月次祭 更衣祭 十日 末社 票比羅神社祭 式二月廿五日末社祭の如し。</p> <p>十五日 末社祭 美崎神社 十四日 末社 票比羅神社祭 式二月廿五日末社祭の如し。</p>
<p>廿八日 御祝義有之</p> <p>廿八日 前日 去月廿九日と同様ニ御座候。</p> <p>廿八日 御祝義有之</p> <p>廿八日 前日 去月廿九日と同様ニ御座候。</p>	<p>朔日如常 十五日如常 廿八日如常 且当日者亥の子之</p> <p>廿八日 前日 去月廿九日と同様ニ御座候。</p>
<p>廿五日 同様ニ御座候。</p>	<p>廿五日 前日 去月廿九日と同様ニ御座候。</p>

11月	10月
<p>一日 月次祭 三日 文化祭 神徳をたたえ近代文化の發展を記念し、文化の進展によつて世界人類がいよいよ大いなる福祉を受け、健全なる発達をとげることを祈る。</p> <p>十五日 七五三祝祭 七歳、五歳、三歳の各子供の心身の健康を祈願する。祈禱</p>	<p>十七日 内外宮祭 伊勢の神宮の神嘗祭につき遙拝式を執り行なう。</p> <p>十七日 大麻領布奉告祭 内外宮祭の際附祝詞として奉斎される。</p> <p>かつて一宮町の宇伊勢宮に鎮座していく、寛永十二年に境内の現在地に遷座された内外宮の祭礼である。神嘗祭遙拝式の後に執り行なわれる。</p>
<p>十五日 如常 且今日屋敷祭有之 間侍召連候事 社中一同罷出御祭相勤申候 「いわし十四疋米之水少々 小豆飯造酒石四品ヲ諸神江 献ス且昨年よりいわし七ツ ヲ献ス是迄小豆飯之處當年 より赤飯ニいたし申候」</p>	<p>朔日如常 「未明より多分參詣有之候」</p>
<p>十五日 廿八日 十五日と同様ニ御座候。 十五日と同様ニ御座候。</p>	<p>朔日 去月廿八日と同様ニ御座候。</p>

12月		11月
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	新穀感謝祭 に執り行なう。 これより冬の御戸開祭に関連する行事。	神札授与。 旧新嘗祭で、勤労感謝の祝日
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	注連釣行事 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	初申日より廿二日前亥日 注連釣 二月の如し 初申日より十七日前卯日早旦よ り潔瀧。 十六日前辰日午前第一時内宮の 御前に鹿を敷設く。次に長官 以下着座。但し十三年未満の 少女一人を履ひ座に着かしむ。 次に両宮の東方に篝火を焚く。 次に主典一名木太刀を篝の上 にわたして刃及び重ねを廻し つつ焼く。大に禰宜一名篝に て主典の焼く木太刀の上を跨 ぐと二度、畢りて禰宜木太 刀を神前に奉る。次に禰宜以 下神饌を伝供す。次にヲケホ ケ。此間奏樂。次に長官祝詞 申候事。右者家老相勤候故也
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	朔日如常 御戸開前後之御神事 二月二同 廿八日如常 十五日如常 二日夜御戸開 廿八日如常 大晦日御年取出仕如常 廿三日夜八ツ時おし詰六人衆勤之 廿四日松切 鹿ト二月鹿ト都而同様ニ御座 卯之日之夜八ツ時出勤勤方并 ニ供連等都而二月と同様ニ御 座候。	廿八日如常
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	辰之日昼夜八ツ時 鹿ト二月鹿ト都而同様ニ御座 卯之日之夜五ツ時より四つ半頃迄、右勤ハ五つ時 出勤且勤向并ニ供連等都而二 月と同様ニ御座候。	朔日
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	十五日 朔日と同様ニ御座候。	去月廿八日と同様ニ御座候。

三一日 大祓祭
午後四時、神樂殿西側広場にて執り行なう。

三一日 除夜祭
午後九時に執り行なう。一年の神への奉仕を終了しての喜びと神恩を感謝する。

以上

七日前寅日 来社祭二座
二月の如し。

諏訪神社、八坂神社

六日前卯月 来社祭三座
二月の如し。
少彦名神社、長田神社、近戸神社

五日前辰日 川瀬行事
二月の如し。

同日 鹿ト行事
二月の如し。

同日 来社祭五座
二月の如し。

高麗神社、櫛八玉神社、八幡神社、日枝神社、水分神社

竈清め行事 竈に至り湯總と鈴を振り楽を奏す。

四日前巳日 来社祭一座

須賀神社
三日前午日 来社祭一座

二月の如し。

同日午後六時より神官一同潔肅
さり物二者一切用不申候

正月買物扣
一杉板二まい
一こん布武まい
「内巻枚者食つみへ用ゆ」
「外に御宮之こん布毫枚」
一みかん七ツ
一串柿五串
「内式申者くいつみへ用ゆ」
「外ニ御宮串柿毫わ」
一延紙毫束 且又半紙者入り
不申候尤御儂ヲ上ヶ候二者半紙ニ而も用候事も有之候御か
ざり物二者一切用不申候

鍔箱拿等は為持相勤申候、恃り等迄社人并ニ百姓一同罷出勤之相済而一同江造酒ヲ玉フ且又御筋わら五カ前広ニ用意可致候二夜わら者遣不可申候事

晦日内外御松筋めないしめつ
リ等迄社人并ニ百姓一同罷出勤候節は都而自身同様ニ御

相勤候節は都而自身同様ニ御

座候。

一日前末日 御機織

午後第六時各御供所に着座。

次に機の器機を同所の中央に設く、同所北方に机を置く。是神座なり。次に長次官同所の西方に机に向ひて坐す。次に北方に櫛を式本立つ。右櫛には四垂を十二附け左櫛には四垂を八附く、櫛は凡六尺。

次に少女機の器機に向ひて坐す。少女は十三年未満の少女を雇ふ。次に禰宜以下機に向ひ左右に坐す。次に少女を禰宣以下介錯して機の縫を経、

台にて八筋経て放に通し、緒巻に巻き、機に掛け、アゼ等の諸器械を取附ける。次に緒を管に巻く。次に少女機を織る。織ること八枚。次に機よ

り布を卸して左の櫛に掛ける。この櫛を御屏間の御先払ひに用ふ。次に禰宜竹鉢を持ちて神座を始め、東西南北と四方拝す。此間奏楽。次に同官弓矢

延紙者志束不残遣い申候事

「年德神」

献物御棚ノ前ニ竹ヲ下

ゲ夫エ不残上ケ可申ね
ニ鼠ノ類ツキ儀テ甚不宜松ノ枝モラリ又イワ
シナト幾度モ上ケ替候

事有之候間此度御一新

二候間此處ニテ改メ猫

鼠ノ氣遣イ無之様可致

事」

一いわしだ

一ごまめ毫升

一かずのこ五合

一白はし一わ

一神のはぢ二ツ

一手拭毛筋

一き子毛羽

一人じん二わ

一するめ五まい

一せうが五合

一若水桶毛荷
「ゑひ毛ツ
「慶応三卯極高者ニ而式百

を持ちて前の如し。此間奏樂。

但し木縫手襪を掛け。次に少

女禰宜の如く四拜を四度行ふ。

此間奏樂。次に長官又同断。

此間奏樂。次に各退座。

初申日 御戸開神事

午後第八時宮崎村より消防方

到着。簾を石階の脇にて焚く。

次に長官以下御供所に着座。

次に長次官同所の西に東に向

ひて坐す。此時一同木縫手襪

を掛け。次に長官御飯の覆ひ

紙の巡りを結ぶ。二月の如し。

次に主典御衣を同所の中央に

置く。次に禰宜一名権禰宜二

名御衣を廻り四方拝す。二月

の如し。次に御先払い。二月

の如し。但し御機織に布を掛けたる袖を用ふる別あるのみ。

次に神饌を御供所より拝殿に送る。二月の如し。次に長官

以下御供所を出で神馬を乘き、勅額鳥居より不明御門を出で西の方に進み御惣門前に至る。

七十式

一水ひしゃく毫本

「一代々継葉二品ニ而極高

百式十四ゾ」

右者當寅年正月遣右之通リニ

而十分可有之候

「慶応三卯年より代々ゆず
りハにて用申候」

一一月垣結役百姓屋敷一軒前

ニ付運五はう先年より持參候

事、峰岸家におろては繩出し

不申候右者家老相勤候ニ付

一春兩度之御神事たがい之義

者戊の日夜亥刻志摩方之社人

共もくの木江參り御祭ヲ致ス

夫より帰而山本嘉膳御かねの

台ヲ上ケ次ニつりかねのこも

者春は峰岸筑後正其日之夕方

参而これをつる也冬者山本久

之誠勤之

一正月十一日亥ニ御神事入廿四

日子ニ明る合十四日之間夫よ

り九日目御戸開御神事

二月の如し。次に御惣門前に於て長次官手水の儀あり。二月の如し。次に長官以下昇殿す。二月の如し。次に着座。次に長官殿に昇り御屏を開き側に候す。此間奏樂。次に次官以下神饌を撤す。二月初申日の歛供を撤す。次に中内陣外内陣を酒拂す。次に次官以下神饌を伝供す。此間奏樂。
 (神饌品目) 御飯(三十一台) 魚(二台)、菓子(二台)、斗餅(二台)、雉子、醴(二月の如し) 次に七ツ皿。二月の如し。次にラケホケ。此間奏樂。二月の如し。次に長官祝詞を奏す。外内陣二月の如し。次に次官以下拝礼。外内陣。二月の如し。但し木綿手襪を外内陣に納むるの別あり。次に醴雉子を撤す。二月の如し。次に長官御屏を閉づ。此間奏樂。二月の如し。次に同官本座に復す。次に禰宜以下にて御先

一一一月十日亥日御神事入廿二日子日十四日目ニ當而明る夫より九日日御戸開之御神事
 峰岸筑後 九ツ時より出勤
 井島伊織 八ツ時出勤
 上原左近代伴常吉

延紙三十二文分用意可致候是
 は御はいそく井ニしめ外ニ
 赤飯之大い等ニ相用候 且今
 同刻出勤

赤飯一重利藤治方江差遣申候
 晩客来
 岩吉 作
 岩吉
 前田丹後守殿

野上村	山役	桜井新藏
山番	金沢卯一	
廣三郎		
角右衛門		
藤右衛門		

12 月

私の鉢、桶を探り二月の如く
神前に立る。次に各退座。但
し木綿手櫻は御機械の時楮の
皮にて作り設置く、皮を細く
糸の如くし輪となす。その輪
を首に掛けるのみ。

戌日早旦より瀬斎、鎮の行事
二月の如し。北の鎮塚に至る
別あり。

毎月一日、十五日、廿八日
午前第八時御飯魚酒を奉る。

(註) 現行の祭礼行事を除いては原文のままに表にまとめた。

貫前神社の特殊神事

従つて貫前神社の特殊神事はその大部分が祭礼行事の章にて紹介するものではあるが、ここに改めてとり上げその一つの神事について、以下詳解したい。

特殊神事は神社祭儀のうち、特にその神社にとって由緒深いもので、現行の神社祭式と異った独自の祭式次第、作法によって行なわれる神事をいう。これに該当する貫前神社の神事は、数多くある同社の年間の祭礼行事のうち次の十一種の神事があげられよう

- 一、水的神事
- 二、生弓矢生太刀神事
- 三、箇粥神事
- 四、流鏑馬神事
- 五、御田植神事
- 六、注連張神事
- 七、川瀬神事
- 八、鹿占神事
- 九、神機織神事
- 十、御戸開神事
- 十一、鏡神事

右の神事のうち六、七、十一を除いた他の神事は、大正十三年（一九二四）に行なわれた内務省の官国幣社特殊神事調査にあたり、神社より神社局長あてに報告されている。（註1）これらの特殊神事は、現行においては祭礼期日の変更、祭式の一部変更はあるが大旨古来のままに執り行なわれている。そして、その根柢となつてゐるのは祭礼行事の草である「貫前神社年中御祭典行事私記」である。現行はこれに準拠して行なっている。

一、水的神事

一月三日の午後二時より總門の前で執り行なう其の年の旱害、水害を判断する神事である。神事に使用する弓矢は、前年の冬の奉書紙四枚を張り合わせたものの左右に三箇所乳をつけ、竹に通しておく。奉書紙の中心部には墨で◎をつける。（写真1）

神事は拝殿で祭儀を行なった後、的を總門の前に持ち運び、的是西に並べ、射手が東側に立つて始まる。先ず射手は拝殿を背景にして立ち、總門の前に立てられた的に向い蓬の矢を、神官二名が一矢ずつ射る。（写真2）かかる後にこの矢をとつて第二回目を放つ。そして◎印の的に当つた命中率をみて、その年の旱水害を判断する。判断の方法は、的の上部に当るほど水害や降雨が多いとされ、下部ほど旱魃が降雨が少ないとされている。その年の判断の結果は、的の◎印の右側に記され（写真3）東回廊の南側に立てられる。この年事は年頭当初に多いト占により神意をはかる年占神事に相当しよう。

二、生弓矢生太刀神事

一月七日に七草粥式に統いて執り行なわれる。巫射神事、鬼退治神事とも称し、惡鬼を追い払う神事である。神社にて祭儀の後、



水の神事 写真1

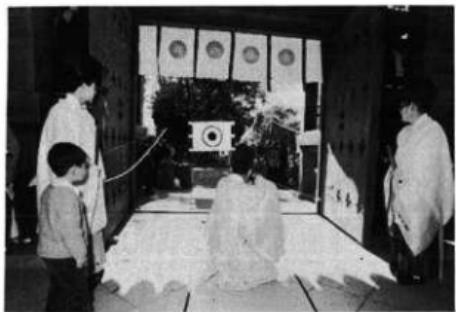


写真2

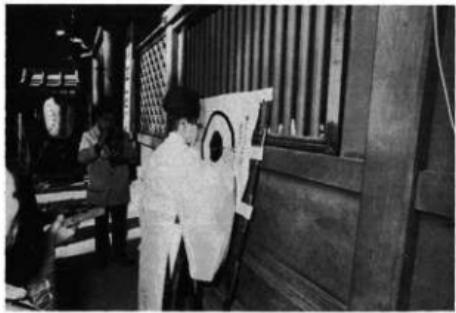


写真3

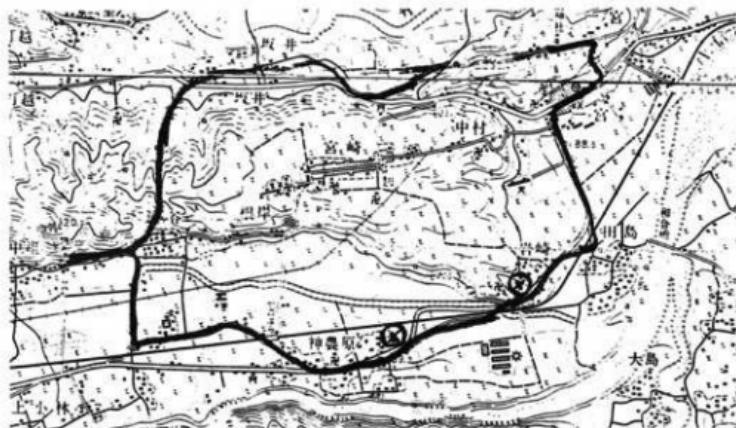
総門前にて行列を組む。行列は

- 一、旗持（引立鳥帽子、直垂、帯刀にて馬に乗る）二、法螺（旗持に同じ）三、太鼓 四、射手一人（立鳥帽子、鎧、直垂、小袴、帯刀、弓と小手、臺目二筋にて馬に乗る）五、宮司（狩衣にて馬に乗る）六、神職（狩衣にて馬に乗る）七、氏子總代（直垂、立鳥帽子、帯刀にて馬に乗る）八、用掛一同十人位九、氏子の順である。馬は現在用いていない。行列は総門出発後、神社西の丘陵を進み一宮町字坂井の部落、坂井から金ヶ谷津（鍾ヶ谷）を経て神成（旧吉田村）に到着する。（図1参照のこと）そしてここに鎮座する式内社宇云神社にて祭儀を行う。祭儀終了後ここで神農原字宿尻にある悪鬼の廻塚（註2）に進み、ここで廻塚に向い弓を一矢射る。終了後行列は東に向い、一宮町大字田島字岩崎に進み、ここにある悪鬼の首塚（註3）に向い一矢を射る。これにて神事は終了し、その後行列は田島を通つて国道二・四五号線に出で、県立社会教育館への昇り口、通称お女郎坂を進み神社にもり、弓矢を納める。この神事は道中にて氏子が行列を迎え、拝するが、これら氏子達に対しても行なわれる者は供物の餅を投げる慣習がある。

三、御高禖神事

一月十五日早朝五時より拝殿にて行なわれる。この神事は全国的に多くみられる粥を用いて、一年の農作物の豊凶を占う神事である。鋪川の流域をみても貴前神社の他に甘楽町の稻荷神社、吉井町の辛科神社で行なわれている。

図1



生弓・矢生太刀神の行列経路 (1/25,000)



写真5

簡粥神事



写真4

しかし、貴前神社の簡粥神事は県下では最も古いものと考えられており、全国的にも有名な神事である。神事はまず葦を一寸八分に切ったものを二十六本用意することから始まる。これには一本づつ米、麦、粟と農作物の名前を記しておく。しかる後に葦は麻で編んで束ねられ、小豆粥の中に入れられて炊く。炊かれた葦は東ねたまま御神前に供えられる。この時小豆粥も小皿に盛って一緒に供える。次に神官が葦の束をとき、一本づつ小刀にて縫に割りきいて、葦の中に入っている粥の量にて其の年の農作物の吉凶を判断する。(写真4)。その方法は葦の茎の中に粥がいっぱい入っているものは十分で豊作であり、半分なら五分作、八分目なら八分作という具合に判せられ、神官の判じたものは二十六種すべて記録される。(写真5)記録された二十六種の農作物は、木版にて印刷され参拝者に授与される。(一一四頁参照)

四、流鏑馬神事

嘉永七年(一八五四)当時は執り行なわれていたが幕末から明治初年にかけて一時中絶し、明治十年(一八七七)に復活され再び執り行なわれるようになった神事である。境内北の山下森林中の馬場(丸馬場)にて行なう。神事は本社での祭儀を終えた後、大麻二人、伶人、御幣、射手、神官の順序にて行列を組み、本社から勅額の鳥居、不明の門を出て松山参道を経て馬場に入る。馬場は大麻が一巡して祓え清められる。的は馬場の内側に九米十米を隔てて、南と北に一、七米ぐらいの高さで立てられる。的の方は古例に従い、屋根板三枚を青竹にはさんで作る。射手は馬場を一周する内に矢二本を射る。神事が終了すると裏山道より



写真7



川瀬行事 写真6



写真8

本社に帰る。

この神事はかつては不明門の前に馬場を設け、直線で行なわれていたが、現行は丸馬場に変化し、祭日も五月五日（端午）と九月九日（重陽）の節句の二度にわたり執り行なわれていたが、現在では祭日を改め四月十五日一回のみ執り行なっている。

五、御田植神事

七月七日に執り行なわれる。この神事は、六月一日の種蒔神事で生えた早苗を以って、境内北山下にある神田に植えて、御田の神を祭る神事である。この神事の由緒は、かつてこの地方旱魃の折、苗が悉く枯れてしまったので、七月七日至つて神社の苗を班って再植したところ、これが育ち秋には大豊作となつたので、以来吉例として長くこの神事を行なつてゐるという。

神事は七月六日に予め神田の田を作り、さくを三筋ばかり立つておく。そして七月七日の祭日当日には本社にて祭儀を行なつた後、神田に行く。神田においては神官がオタンマイ（葦に白紙をつけたもの）を御田の中央に立てる。次に早苗がヲタンマイの前に三度植えられる。終るとヲケホケが行なわれ、その間奏樂がある。次いで神田を立ち休み所に行き、ここで休息して同所に青ヤギ（シテノ木の小枝）を立て、更に弁当場に行き青ヤギを立てる。そして各道にて青ヤギを探り、これを持参して本社に帰る。しかし後、一人の神官がヲタンマイを持って拝殿の階下にて本殿に向つて立ち、他の神官一人は樓門下に設けた席の上に、オタンマイに向ひて着座する。そして伶人の吹く笛に応じて、本社の巡りを三度巡つて、本社前、右の脇前、後、左脇の計四箇所に青ヤギの

のを散供して、次の歌を唄う。

ひがしより小松をわけて
かど田をうえろ、田の下をうえろ
かど田をうえろ、かど田よりみのる

ここでらす

この後各末社に青ヤギを供えて、拝神社に残りの青ヤギ全部を納めて本社にもどり、神事は終る。

六、流連張神事

注連鈴神事とも称し、御戸開祭に関連する神事である。春は二月二十二日、冬は十二月二十二日の午後八時より行なう。神事は一宮町と七日市の境界に近い一宮町字鳥坂にある大明神の四本並列の椋の木に、注連縄を張り、かかる後大祓詞を誦する。この注連縄が張られる大明神の椋の木のある地は、神社の東の方向にあたり、四至の一角にある。かつてはこの神事は四至の他の三箇所、即ち神農原字占木（西）、田島字鳥居（南）、宇田字注連木（北）においても行なわれていたという。注連張神事が行なわれることによって、貢前神社の最も重要な神秘的な神事である春、冬の御戸開祭は始められる。

七、川瀬神事

御戸開祭に関連する神事である。春は三月十日、冬は十二月八日の早晨に行なう。神事は神官一同、神社の裏手の東北方を流れ高田川にて行なう。先ず神官は神社の裏山道を通り（写真6）高田川に至る。しかる後同川にて靈験する。次に御戸開神事の当

八、鹿占神事

御戸開祭に関連する神事であり、甘樂郡下三十一箇村の火難を判する神事である。かつては春、冬の御戸開祭に行なわれていたが、現在は冬のみで十二月八日に執り行なわれている。従前は御供所にて奉仕されていたが、現行は拝殿にて行なっている。神事は祭具を舗設して行なう。主な祭具の状況は、

- 1 神籠は上野国神名帳が守袋に入れられて掛けられ、渡殿に立てかけられる。（写真9）
- 2 八角の専用炉は注連縄が張りめぐらされ拝殿正中の北側に置く。（写真10）
- 3 鑽石、鑽金、錐、鹿骨、漆木等の祭具は漆塗の折敷に並べて、炉の傍に置く。
- 4 諸神勅請祝詞（上野国神名帳）の座は、拝殿正中南側に設けられ、上野国神名帳は案上に置かれる。

である。

神事は先ず祭具が洗い清められることより始まる（写真11）。次いで神官が炉の中に立てる長さ二十七厘米の忌串（籠に白紙をはさんだもの）五本に毫、式と筆記し（写真12）これを炉の中央及び四方に立てる（写真13）。次に炉に炭が入れられ、火がおこされる。この間に神官によって上野国神名帳が奉唱される（写真14）。



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



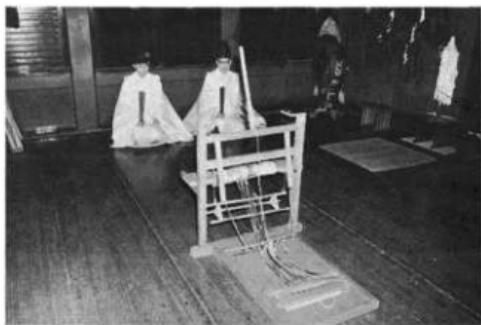
写真14



写真15



写真16



神機織神事

写真17

火がおきると炉に錐が入れられ焼かれる。次に祝詞が奏上された

後、炉にて神官により鹿トが行なわれる。その方法は予め炉の傍に置いてある鹿骨（肩甲骨をうすくしたもの）を取り上げ、これに添え木をあて左手に持ち、右手には焼錐を持って、鹿骨を先ず三回貫く（写真15）。終るとこの鹿骨を白紙につつむ。そして次に他の神官により村名帳がとり上げられ、古式にのつとり小幡南とか黒川北と甘樂下三十一部落の村名がよばれると、その声に応じて、再び左手に白紙につつまれた鹿骨、右手に焼錐を持って何々村と唱え、焼錐を鹿骨に貫き鹿トを行ない吉凶を判じ、大吉、中吉、小吉と唱える（写真16）。判せられた吉凶は他の神官がこれを「鹿占神事御占方」に記録する。「鹿トが終ると鈴と笛の葉を持つて神官が舞を奏する。これにて神事は終了する。以上が鹿占神事であるが、ちなみに昭和五十年度の神事の結果は別添の如くである。

なお、この神事は全国的には武藏国の大麻止乃豆乃天神社、同御嶽神社などで行なわれているといふ。

九、神機織神事

冬の御戸開祭に関連する神事で、御戸開神事の前日の十二月十日に行なわれる。この神事は御戸開神事において、神に供える神衣を織るもので、毎年氏子の中から十三才未満の少女が選ばれて奉仕する。かつてはこの神事は御供所で行なっていたが、現在では拝殿で行なっている。神事は機械の機械を拝殿中央に舗設し（写真17）、その北には神座の机を設け、更にその北に一、八米位の長さの大木一本を立てて、次の如く行う。

1 大神には右側に四垂を十二、左側に八つける。

2 神官は機械の西方に座す。

3 十三才未満の少女は機械に向いて座り、その左右に神官が座す。

4 少女は機械の経糸を八筋つくり機に通して、緒巻に巻き機械にかける。そしてアゼ等の諸機器をとりつける。

5 次に緒糸を管に巻き、機を織る（写真18）。八枚の荒糸を織り、終ると機より布をはずす。

6 はすされた布（荒糸）は左の大木にかける（写真19）。この大木は御戸開神事の際の御先私に用いられる。

7 次に神官は奏樂の行なわれる中で、竹鈴を持って神座を始め、東西南北と四方拝する（写真20）。

8 次いで再び神官が機械を持って四方拝を行なう。

9 次に機の打違たるのを持って四方拝を行なう（写真21）。

10 次に機の葉八ツをつけた木綿手襪をかけ、弓矢を持って四方拝を行なう（写真22）。この弓矢は、弓は桑でつくり、矢は蓬を用いる。そしてこの弓矢は詳解した水的神事に更に使用される。

11 神官の四方拝が終ると、少女が神官同様に竹鈴、機械、機の打違ったもの、弓矢を持って四方拝を行なう（写真23）。

以上が神機織神事である。この神事は単に御戸開神事の際の、神に供える為の神衣を織るという意義だけでなく、それが一年一度の大祭の前日（春の御戸開祭にはこの神事は行なわれていない）に執り行なわれているという意義を深く考えねばならぬであろう。前述した如くこの神事で織られた荒糸は大木に掛けられ、御戸開神事の当日御衣廻、御先私神事で重要な役割を果している。しか

神機織神事

写真18



写真19



写真20





写真21



写真22



写真23

もそれは御戸開神事が本殿で行なわれている間、本殿の御屏に立てかけられて置かれる。そして神事が終了すると外陣に納められて、春の御戸開神事まで、そのままの状態で置かれる。この事はこの神事によって織られる荒縄は、単に神に供える神衣という意義でなく、その神事の内容には衣を新しくすることによって、神が更新されるという重要な意味がこめられているように考えられる。翌日行なわれる御戸開神事とは切り離して考えることのできる、しかも貫前神社の一年毎の神の更新を考える上において欠かせない神事が、この神機織神事であると考えたい。その意味では従来となく、この神事が貫前神社の創建を考える上で、神社の祭神が経津主神の他に姫神が一座祭されていることよりして、当地方に多く居住した大陸からの帰化人によって貫前神社が創建され、しかもその帰化人の信仰の名残りを示すものがこの神事であると説かれてきた説とは無関係の神事であることを指摘しておきたい。

十、御戸開神事

貫前神社の神事の中でも最も神秘的、かつ重要な神事である。春と冬の二季にとり行なわれている。現行では春は三月十四日（旧暦では二月申日）、冬は十二月十二日（旧暦十二月申日）である。この神事は各々次の各種神事を経て行なわれている。

- (1) 春の御戸開神事 (2) 冬の御戸開神事
イ 注連張神事 イ 同上
ロ 神酒造神事 ロ 神酒造神事
ハ 神酒つき神事 ハ 神酒つき神事

ニ 热田神社祭	ホ 末社祭三座	ニ 热田神社祭(末社)	ホ 末社祭三座
ト 河瀬神事	ト 河瀬神事	ト 河瀬神事	ト 河瀬神事
チ 鹿占神事	チ 鹿占神事	チ 鹿占神事	チ 鹿占神事
リ 末社祭五座	リ 末社祭五座	リ 末社祭五座	リ 末社祭五座
ヌ 錦山神社祭	ヌ カマド清神事	ヌ カマド清神事	ヌ カマド清神事
ル カマド清神事	ル 末社祭一座	ル 末社祭一座	ル 末社祭一座
オ 末社祭一座	ハ 潔齋	ハ 潔齋	ハ 潔齋
ハ 末社祭二座	カ 潔齋	カ 潔齋	カ 潔齋
ヨ 御戸開神事(三月十四日)	タ 鎮神事	タ 鎮神事	タ 鎮神事
ヨ 御戸開神事(十一月十一日)	タ 鎮神事	タ 鎮神事	タ 鎮神事
ニ この内、現行では末社祭はとりまとめて春は三月十二日、冬は十二月九日に執り行なっている。また、イトチカの神事については、は、各々、六七八九で詳解したとおりである。タについては後述する。	ニ この内、現行では末社祭はとりまとめて春は三月十二日、冬は十二月九日に執り行なっている。また、イトチカの神事については、は、各々、六七八九で詳解したとおりである。タについては後述する。	ニ この内、現行では末社祭はとりまとめて春は三月十二日、冬は十二月九日に執り行なっている。また、イトチカの神事については、は、各々、六七八九で詳解したとおりである。タについては後述する。	ニ この内、現行では末社祭はとりまとめて春は三月十二日、冬は十二月九日に執り行なっている。また、イトチカの神事については、は、各々、六七八九で詳解したとおりである。タについては後述する。
3 御供所では予め中央に鋪設してある御衣(白布に布んだ白粉の両脇にて篝火を焚く。	2 宮司以下の神官は斎館を出て、楼門右側の祓所にて修祓の儀(写真24)のあと御供所に入る。	2 宮司以下の神官は斎館を出て、楼門右側の祓所にて修祓の儀(写真24)のあと御供所に入る。	2 宮司以下の神官は斎館を出て、楼門右側の祓所にて修祓の儀(写真24)のあと御供所に入る。
で絹一匹)の位置にて、御衣廻四方拝の儀を行なう。これは神			

官が御供所の西方に舗設してある鉢と大榊（冬の神事の場は神

機織神事で織った荒糸掛けた榊を用いる）をとり、鉢を持つた神官が中央に立ち、大榊を持った神官二名が左右に並んで立ち（荒糸をかけた大榊は北側南面する）、御衣に向って一拝し、

次に左へ廻り南・西・北とそれぞれ一拝する。

5 御衣廻四方拝の儀式が終ると、神官一名が御供所の御食棚の雉子をとる。しかし現行では雉子を求めることが不可能なので、雉子をかける祭具をとる。

6 次に、御先払いの儀が行列と共に行なわれる。これは古くは神官一名が鉢を持ち、一名が雉子を持ち、更に二名が大榊を持つて御供所東より出て、雉子を中央にしてこれを左右より大榊にて覆い、後より鉢にて上を覆い、その左右に高張提灯をつけて、勅額鳥居より不明門を出て旧参道を西に進み、惣門より入つて石段を下り、楼門を入り拝殿に昇つて鉢・大榊を便宜のところに置き雉子は御食棚において、再び御供所にもどり、御供所にて御衣を神馬に乗せ行列を整えて行列の儀を行なつた。しかし、現行では前述した如く御先払いの儀と一緒に執り行なわれている。即ち御衣廻の儀が終つて神官により雉子・大榊が御供所より持ち出されると、神樂殿前の広場にて次の順序にて行列を整える。（写真25）

7 宮崎警固消防団　高張　大榊　伶人　御神子（舞妓）
　　高張　雉子　大榊（左右より雉子をおおう）　鉢
　　高張　宮司　神官　神馬（御衣をのせる）　高張
　　参列者　一宮警固消防団
行列は神馬に御衣がのせられてひかれるが、現在馬が調達でき

ないので、御衣は氏子総代が持つ。

行列は神樂殿前を出発すると、勅額鳥居から不明門を出て、惣門の前に行く。

（写真26）旧参道を西に進み、惣門の前に行く。

7 惣門の前には手水の儀がある。これは惣門前に予め注連縄を張りめぐらした祓所を舗設し、ここに川瀬神事の際高田川より汲んできておいたところの水と切麻が置かれる。そして行列が着くと宮司以下の神官が祓所に入り、東面する宮司の前には切麻台が置かれる。次いで水を持った神官が宮司に水を提げる。

宮司はこの水にて盥漱する。この間祓車を持った他の神官が宮司を修祓する。宮司は盥漱し終ると白紙をとり口と手を拭い、更には前に置かれた切麻台から切麻をとつて祓う。宮司の祓が終ると神官は御衣の前行き、御衣の前と後に水をこぼし祓車にて祓修する。

8 手水の儀が終ると再び行列を整え、惣門を入り石段を下り、楼門を入り拝殿に昇る。

9 宮司以下が拝殿に着座し宮司以下木總手拂を首にかけ（註4）終ると、宮司は本座を立ち本殿に昇殿し御屏を開く。御屏は内外陣の扉が開かれる。正面は宮司が開け、外陣の左右は神官があける。開扉が終るとかつては、春の御戸開神事の際は前年の冬の御戸開神事の神饌が、そして冬の御戸開神事の際は春の御戸開神事の神饌が撤せられて、中内陣・外陣が酒掃されたが、現在ではこれら神饌は神事終了後撤されているので、開扉後は直に神饌が供される。神饌もかつては三十八台の神饌（御飯三十一、魚二、葉子三、斗餅一、七ツ皿二台）と神酒造神事で作られた醴が二瓶と御先払いに用いた雉子が供えられたが、現行

御戸開神事



写真24



写真25



写真26



写真27



写真28

では御飯、サルデークナシリ、葉餅、菓が二台、魚一台、葉子

二台、斗餅一台、神酒(醴)一台、七ツ皿二台の計十台の神饌

が供される。(写真27)

神饌が供されると次に七ツ皿の儀が行なわれる。これは外陣の東方に、西に向って坐してある宮司に対し、神官が神饌として供された七ツ皿の台を宮司の前に置き、更には他の神官が長柄提銭子を持って昇殿し、宮司の傍に座して行なう。先ずは前者の神官が神前に供された神酒(醴)を撤して、瓶子の醴を長柄銭子に注ぐ。すると次に宮司は拍手して台上的木皿をとり上げる。木皿の上には予め四角の白紙が敷いてあり、この白紙の上に後者の神官が醴を酌む。七ツ共に酌み終ると前者の神官が七ツ皿二台を再び神前に供えてこの儀式は終る。

11 次にオケホケの儀が行なわれる。この儀式は

みきものあじあい

ありてよきこと

きこしめせとまをす

そういう歌が奏楽される中で、宮司の前に木皿と箸をのせた台が置かれて、銭子を持った神官が宮司の傍に座して執り行なわれる。先ずは宮司が拍手して台上の木皿を両手にてとると、神官が銭子にて木皿に醴を酌む。酌み終ると宮司は木皿を左手に持ち、右手にて台上の箸をとり、木皿の醴を箸につけ台の上三箇所に醴をつける。そして終ると箸を台上にもどし再び木皿を持手に持つ。右の如くの儀式を三献行ない、終ると箸と木皿は台上に置かれ、神官により台はもとのところに納め置かれて、オケホケの儀は終る。

13 12 大に内外陣にて、宮司が祝詞を奏する。

14 次に一宮の氏子の中から選ばれた御神子(舞姫)四人によつて大和舞が拜殿にて舞われる。(写真28) この舞は明治時代より加えられたものであり、古式においては祝詞奏上が終ると、神官一同が拝礼し、御衣、荒袴をかけた大綱、木綿手襷は外陣に納められ、また神饌も瓶子、雉子は撒せられるが三十八台の神饌はそのままの状態で、次の御戸開神事まで供え置かれた。そしてこれが終ると宮司は御屏を閉じ本座にもどつた。しかし、現行では若干祭式が変化し、大和舞が加えられて、かかる後に玉串奉奠の儀がとり行なわれ、しかも御衣、荒袴をかけた大綱、木綿手襷は外陣に納められるが、神饌は全部撤饌されている。

以上が御戸開神事であるが、この神事においては3の御衣四方拝の儀と11のオケホケの儀が神事の重要な意義を含んでいるものと考えられる。

前者的御衣四方拝の儀は明治以来御供所でこれがとり行なわれている。この御供所での儀がいつまでさかのばるかは不明であるが、かつてはこの儀式は御供所でとり行なわれたのではなく、神社の境内のいずれかの地に神籬が設けられ、その中に神籬となる御衣が置かれて行なわれたものなのであろう。そしてこの御衣を中心にして鉢、大綱が三人の神官により時計の針の廻る方向にて、東西南北と四方拝されることとは、古来変化することなく行なわれてきていると考えられる。実は御衣四方拝の儀はこの御衣

を中心にして鉢、大神が四方拝することに求められる。即ち、この四方拝の儀は神靈たるべき御衣の廻りを鉢、大神が廻りながら四方拝することによって、鉢、大神に神移しが行なわれるものと考えられるのである。しかもこれは、これら鉢、大神がかつては前述の6の行列に先行して、通常全く使用されない勅額鳥居から不明門を出て、旧参道を進み總門から石段をおりて樓門に入り、拝殿へ昇り本殿に至ることは、御先祓の儀と称されてはいるが実際は神靈の御神幸を意味するものであろう。そしてその御神幸は冬の御戸開神事の場合には、前日の神機織神事で織られた荒栲が大神に掛けられ、それに神移しが行なわれることは、神衣を新しくして神の更新をも意味しているものとも考えられるのである。

これに対し後者のオケホケの儀は、貫前神社年中御祭典行事私記によれば、一月一日の夕御饌の神事を始めとして、年中の祭典の中でも度々行なわれている。しかし、御戸開神事のオケホケの儀は、これら年中の祭典のオケホケの儀とは異なる深い意義を持つと考えられる。それは御戸開神事が貫前神社の年中の祭礼行事の中では最大の祭典であり、しかも最も神祕的な神事であるという点に求められる。即ち、春の御戸開神事を考へると、これは年之初めにあたってのこの地方の農作物の豊穰を祈る祈年祭の意味をもつ神事と考えられ、冬の御戸開神事は農作物の収穫を神に感謝すると共に、貫前神が神供されたものを親しく聞き食す新嘗祭の意味を持つ神事と考えられるからである。この春、冬の二度の御戸開神事に際してのオケホケの儀は、いずれも台上の木皿に酌まれた醴が、神官により箸にて三度にわたり計九回台上に醴がつけられる。これは貫前神が神供を聞き食す相嘗と考えられる。

特にこれは冬の御戸開神事の場合は、單なる相嘗でなく荒栲同様に神の更新をも意味する重要な祭儀とみられる。この事は貫前神社の十三年毎の申歲に行なわれる式年遷宮が、この春、冬の御戸開神事に古式にのつとり行なわれ特にそれが冬の御戸開神事に重点が置かれていることをみても伺い知ることができるのではないかと考える。

かかる重要な意義を持つ御戸開神事は、春、冬の神事を比較した場合その相違は前述した如く祈年、新嘗の対比が指摘されるが、この他に関連神事としては、

イ 春には銀山神社祭があるが冬はない。

ロ 冬には神機織神事があるが春はない。

ハ 鎮の神事は春は東の鎮塚、冬は北の鎮塚で行なわれる。

イ 御衣廻四方拝の儀の大神が冬の場合、神機織神事で織られた荒栲がかけられる。

ロ 冬の神事は本殿での神事奉仕の際、宮司以下の神官が木綿手櫛をかけて行なう。しかもこの木綿手櫛は神事が終ると外陣に納め置かれる。春にはこれは行なわない。

の二点が指摘される。その他はほとんど春、冬の神事とも同じ儀式のもとに行なわれる。

現在、御戸開神事と称する神事は貫前神社以外では、管見の限りでは愛知県の津島神社で行なわれている。津島神社の御戸開神事は、官國幣社特殊神事調（註5）によれば、神事の名称は貫前神社の如く氏子からは「おみとう」と呼ばれているが、祭儀は様相を異にする。両者の御戸開神事を比較する具体的な資料がない

ため何ともいふことができないか。こと御戸開神事に關しては眞前神社のそれが代表的なものであり、全國的にみても特殊神事の最たるものといえることができる。しかもこの神事は我が國の祭祀を考える上で重要な問題を提起する内容を多く含んでゐる。それを一つずつ解明することは御戸開神事を明らかにする上で必要な二つの祭儀の重要性を指摘するのに留めておいて、御戸開神事についての詳細なる考察は後日の機会としたい。

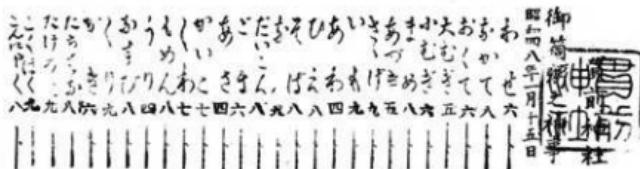
十一、鎮神東

御戸開神事に関連する神事で御戸開神事の終了後四日目の未明に行なわれる春の鎮神事は三月十七日の午前二時に県立社会教育館東にある東の鎮塚（径十米、高さ二米ほどの大きさ、古式の円墳か？）で行なわれ、冬の鎮神事は十一月十五日午前一時より神社北麓の民家の傍にある丸塚の址（北の鎮塚）の古い樅の木の根本で行なわれる。この神事の一切は口伝秘事となっており、儀式は不明である。但し、神具として梅の木の枝で作る。およそ二五厘米の長さのクナド（箸か？）と称されるものを用いることのみは判明している。

神保佑史

註1 昭和十六年に神祇院より「官國幣社特殊神事調」として刊行されてい
る。
註2 横穴式石室を有する古墳である。神社の飛地境内地。
註3 神社の飛地境内地。
註4 神機織神事の際作つておく。これは楮の皮を細くして糸の如

註5 くし
註1 それに樹の葉ハツをつけたものであるに同じ。



一、宮貫前神社の門前町について

一、調査方法

一の宮貫前神社の門前町調査にあたって、基礎となる資料が重要であるが、明治以前に関する資料がみつからないため、この調査は明治の中頃と現在の状況との比較を中心となっている。資料については明治四年の絵図と、明治三十年代のみやま文庫の資料によるものだけであり、ここではみやま文庫の資料を主とした。

明治四年の絵図はその当時の一の宮に居住していた人々の氏名と、その人々の所有耕地との関係を表わしたもので、門前町について

知る資料としてはあまり重要性のあるものではないと思われるが、みやま文庫資料との関連において、当時の門前町の様子をある程度知ることができる。

この他の資料として、富岡市役所にある旧一の宮の六百分の一地籍図と、昭和五十年作図の五百分の一地籍図をもとにして作図を行った。作図にあたっては、現地調査と聞き取り調査を中心とした。

1図は明治四年の絵図を六百分の一地籍図の上に、絵図に記載

されている人々の居住地域の記入を試みたが、図割通りに記入することが困難なため、ほゞこの地域に居住していたとみられる所にその氏名をそのまま記入してある。

2図は、みやま文庫の資料を1図と同じように六百分の一の地籍図に記入してみた。この資料は当時の一の宮の職業関係と氏名とを記したものであるが、現地調査などから図割通りに、一戸一

戸正確に記入することが困難なので、図のような方法で職業のみを記入した。但し、停車場（現在の上信電鉄一の宮駅）とその駅前通りについては、地籍図が上野鉄道（現在の上信電鉄）開通以前のものなので、六百分の一と五百分の一の地籍図をもとにして作図してある。2図の作成にあたって、みやま文庫資料と現地調査の結果について多少の違いがみられたが、記入に際してはみやま文庫資料をもとに記入してある。

3図は現在の一の宮の職業関係を五百分の一の地籍図をもとにして表わしたもので、作図にあたっては一戸一戸調査をして記入した。

二、考察

明治以前の貫前神社の門前町に関する資料が無いので、当時の様子については推測の域をでないが、調査にあたって明治以前に関するものとして、「一の宮貫前神社社誌の中に「宮記の木版圖(貫前神社祭礼圖、文政五年版)」がせてある。この木版圖からは神社懇門前のにぎわいの様子がうかがえ、当時は懇門に沿う上ノ町

(2図参照)を中心として、坂町にかけて発展していたのではないかと考えられる。このことは1図が、上ノ町坂町中心の住居分布図であることからも推察できる。1図に記載されている人々の職業について、2図からの考察と、現地調査や聞き取りから、1図に◎印を付したものは当時、旅人宿や料理飲食店等の職業をもつていた人々である。その分布は神社懇門より東側の上ノ町と坂町にかけてみられ、懇門より西側の上ノ町にはみあたらない。しかし、以前にはこの地域にも当然そのような職業の店が存在し

ていたことが推測される。

2図からは上ノ町の惣門より東側と坂町にかけて、旅人宿、料理飲食店が多く、さらに仲町、下町の各通りと停車場通りにも分布していることがわかる。上町にも分布がみられるが、これらは主に木賃宿と立場としての飲食店である。この2図に示されている明治三十年代には、上野鉄道の開通等があり、中心部が上ノ町より坂町へ（一部沖、下町へ）移動してきていることがみられる。

以上のように1図、2図から推測されることは、門前町の形態が明治以前と明治初期の頃までは、上ノ町・坂町を中心に繁榮していたと思われる。このことは、講による参詣者、當時物資の集散地が貫前神社西南の宮崎にあり、ここに集まる旅人等による参詣が多かつたことや、当時の街道が富岡方面より一の宮の坂町から上ノ町を通り宮崎に通ずるものであった事から考えられる。

また、料理飲食店を経営していたものの中には、坂町を中心にして号をもつ家が多く、これらの店には「女郎」が置かれていたので、この地域は遊郭を形成していたものである。このことは、坂町を通称「お女郎坂」と呼んでいたことからも理解できる。

一の宮の門前町は明治の時代に入るとその機能が減少していることがわかる。これは、明治初年の神仏分離による影響、明治五年の芸娼妓解放や、明治十五年の群馬県令の公娼廃止令布告（明治二十六年実施）によるもの、主な街道であった坂町、上ノ町から宮崎への通路が、上ノ町を通らず下に新しく開かれてきたこと、富岡に官営の製糸工場が開設され、富岡の発展が進み中心地が宮崎より富岡に移動したこと、等が考えられる。

昭和の時代に入ってからは、門前町としての形態はほとんどみ

られなくなつたが、坂町には昭和十年ごろまで女郎を置いた店が

一軒残っていたとのことである。

3図からは門前町として栄えた上ノ町、坂町には、これら門前前に関係ある店は一軒も残つておらず、一般住宅で示しているよううに勤め人がほとんどであり、門前町としての機能はまったくない。

太平洋戦争後は神社への参詣人が激減したが、近年は初詣などの客が増加している。しかし、みやげものの店、飲食店などの形成には至っていない。

以上

参考文献

- (1)みやま文庫「群馬県営業便覧下」
- (2)群馬県史
- (3)群馬県北甘樂郡史
- (4)一之宮貫前神社社誌 三崎幹一郎
- (5)明治四年尾崎家文書より作成

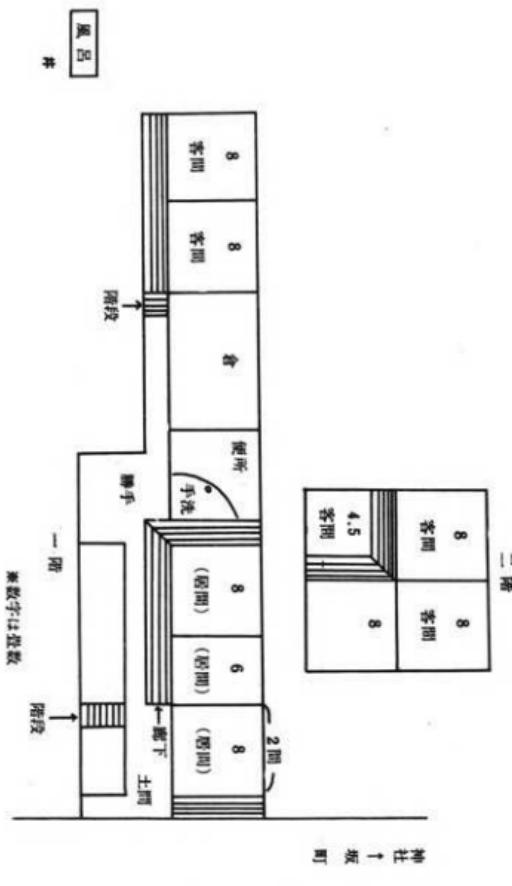
佐藤 喜平
篠崎 永治

料理旅館 伊沢屋の間取り

◎間取りについては別図の通りですが、部屋の名称については不明である。

伊沢屋旅館は約180~200年前創立とのことです。

その後、明治末から大正初期頃高橋秀雄氏（現在の主人）の先々代が買収し、竹木屋の屋号で、昭和の初期まで営業していたという。



◎門前町の原点である露店については、戦後しばらくの間おとろえていたが、次第に復活し、ここ数年、神社の祭日を中心に盛んになってきた。

貫前神社では二年詣、初詣でを中心に賑わっている。

露店は主に、縁起物店、飲食店、植木店、子供相手の店である。

露店がみられる祭日

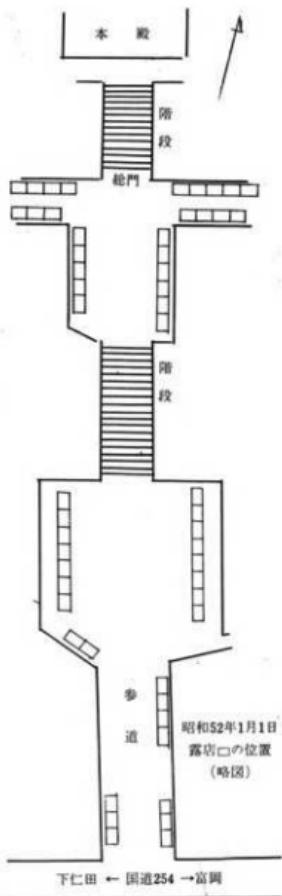
◎二年詣 初詣で（1日～3日まで 3日は数が減少する）

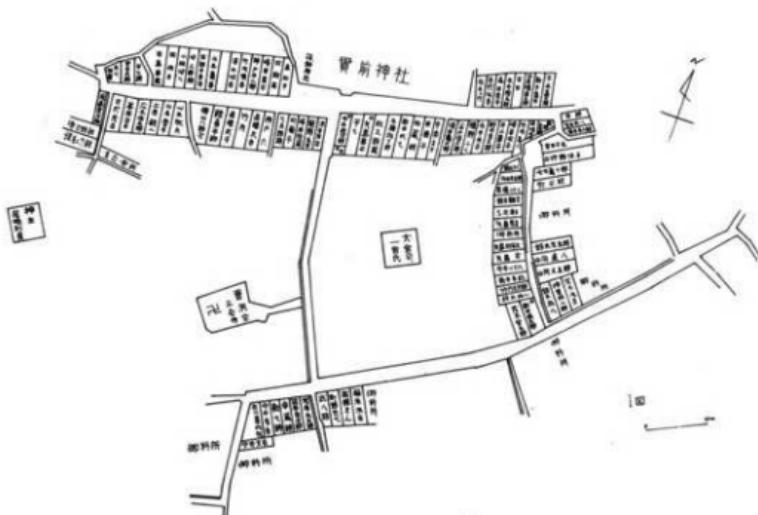
◎1月15日(小正月)……縁起物店

◎2月3日(節分)……植木、飲食店

◎12月12日(御戸開)……飲食店

初詣（二年詣を含む）で以外は、数が少なく総門付近のみ

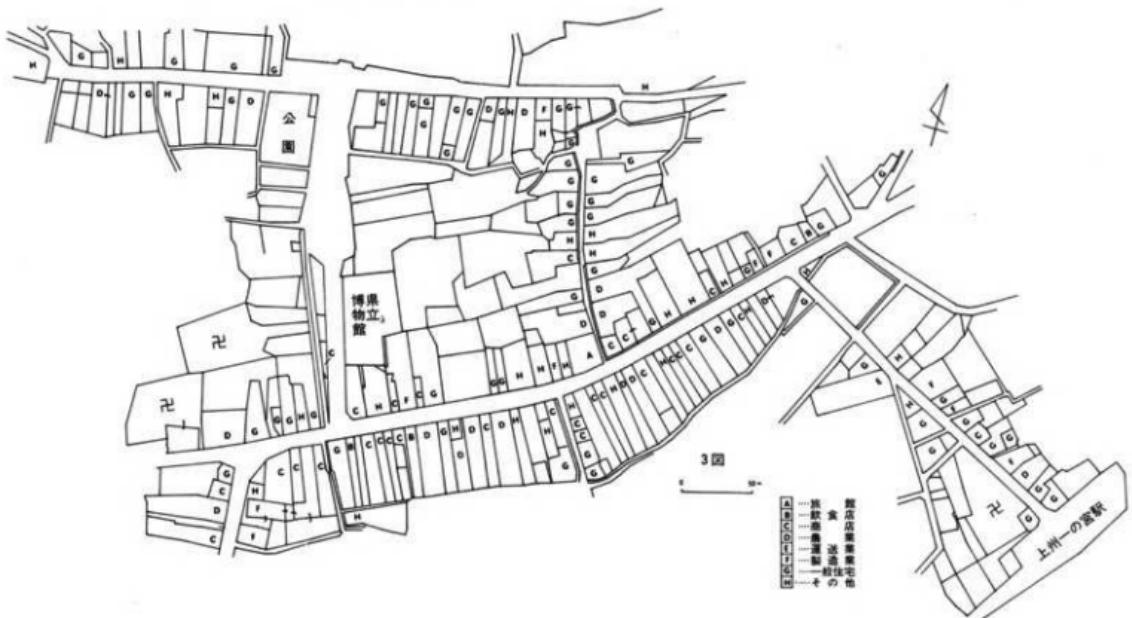




貢前神社



貫前神社



一之宮貫前神社調査報告書

昭和五十三年二月二十五日印刷

昭和五十三年三月三十一日発行

(非売品)

編集兼発行者 群馬県教育委員会

前橋市大手町一丁目一一

発行所 群馬県教育委員会事務局

前橋市岩神町四丁目九一五

印刷所 有限会社 文精社 印刷所

國常中社上毛一宮前神社真景



上毛一宮前神社之図
著者

版画工精
地圖月子作
刻板山中
明治廿一年八月
上毛縣御殿
吉越中
著者

勢多郡大胡町桶越 松村栄司氏藏